

平成19年9月13日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長補佐	有	森	滋	樹
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成19年9月13日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成19年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
7	1 松 田 義 太	1. 企業誘致について (1) 大村方工場団地の現状 (2) 谷田工場団地の現状 (3) 企業誘致に対して今後の鹿島市の取り組み及び考え方 2. 重伝建地区を中心とした肥前浜宿の保存と活用化について (1) まちなみ保存、定住対策（空き家、後継者問題等） (2) 観光、PR対策 (3) 防災事業
8	3 松 本 末 治	1. 一次産業の振興方策について (1) 広域農道周辺整備事業 (2) 後継者育成と就農支援 (3) 生産及び販売戦略対策事業 2. 鹿島市の将来的課題について (1) 広域市町村合併 (2) 保健・医療の充実
9	11 中 西 裕 司	1. 当面する市政の課題について (1) 長崎本線問題 (2) 公益通報制度
10	15 中 村 雄 一 郎	1. 大いなる田舎づくりと景観法について (1) これまでの経緯と市の取り組み (2) 市長の政策的見解 (3) 景観法を活かしたまちづくり 2. 住民と一体となった鹿島市づくりについて (1) 高齢者憲章の活かし方 (2) 市民会館の改修 3. 新幹線長崎ルートについて (1) 平成20年度予算概算要求とPTのゆくえ (2) 今後の運動方針（市民との連携）

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、1番議員松田義太君。

○1番（松田義太君）

皆さん、おはようございます。1番議員の松田義太でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

皆様も報道等で御承知のとおり、少子化等のさまざまな要因により我が国は人口減少の時代に突入をいたしました。地域経済にとりましても、定住人口の確保は待ったなしの課題となっております。地方分権が進めば、地域の未来はその自治体、そしてそこに住んでいる人々の自由と責任にゆだねられます。地域の担い手としての住民を引きつけるために、それぞれの地域はより一層知恵を絞り、魅力的まちづくりに官民一体となって努めていかなければなりません。鹿島市においても、定住人口の確保、また、観光の振興などにより、交流人口の増加を図っていく必要があると認識をしております。さらに、今日の厳しい財政状況を改善するため、鹿島市が取り組んでおられる財政基盤強化計画はもとより、市独自の歳入をふやす方策の検討が必要と考えます。

そこで、今回2つの項目について質問をいたします。

まず、第1に、企業誘致についてであります。

桑原市長が昨年当選をされ5期目に臨む基本政策の中で、足腰の強い地域産業をつくるとともに、企業誘致にも新たなプロジェクトチームをつくり、積極的に取り組んでいくという決意を述べられました。就任されてから1年半が過ぎておりますので、そのプロジェクトチームの進捗状況、また、大村方工場団地、谷田工場団地の現状、そして将来に向けての今後の鹿島市の企業誘致に対しての具体的な取り組みについてお尋ねをいたします。

第2に、以前私が勤めていた仕事が観光分野に携わっておりましたので、数年前より桑原市長が大変力を注がれてこられました重伝建地区の取り組みに対し大変興味を持っておりました。浜と大村方を中心とした歴史的町並みは全国的に見ても非常に価値があり、取り組み方次第では年間約280万人が訪れると言われる祐徳稲荷神社とタイアップをし、鹿島市の観光浮揚に重要な役割を果たしていくものと考えます。重伝建地区を中心とした肥前浜宿の保存と活性化についてお尋ねをいたします。今後、鹿島市として、この2つの地域の町並み保存、そして、空き家、後継者問題等の定住対策についてどのような対策を考えられているのか、また、鹿島市の他の観光資源と連携し、一人でも多くの方々に私たちのふるさとへ来ていただくような観光PR対策をどのように講じられるのか、また、安心・安全に暮らせるまちづくりのためにどのように防災事業に取り組んでいかれるのか、以上の点をもちまして、1回目の質問といたします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

それでは、御答弁を申し上げたいと思います。

私どもが担当するところの御質問が3点あったかなという気がいたしております。

まず、企業誘致プロジェクトの現在までの取り組み状況というのが第1点だったと思います。このプロジェクトチームにつきましては、昨年の11月に、市長をトップに副市長、それから、各部長、担当課で組織をいたしました。これまでの検討会議の中では、企業立地の現状分析といたしますか、そういったこととか、それから今後の行動計画について方針を決めまして、いわゆる生産工場だけではなくて、商業施設等も視野に入れた誘致活動を図っていくということを確認したところでございます。そういったことを踏まえて、早速、ことしの2月と5月に福岡都市圏のほうに活動に参っております。いわゆるデベロッパーあたりの訪問、それから商業施設等と言いますと、いろんな企画会社あたりも訪問をしまして、いろんな情報収集に努めてきたところでございます。まず、我々のこのプロジェクトチームの方針といたしましては、いろんな情報収集から始めまして、当然ながら県庁の担当課とも協議をしながら打診があればもうすぐに飛んでいくというふうなこと。そして、そこからトップセールスにまで持っていくという、そういう効率的な動き方で取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目には、大村方と谷田までとおっしゃったと思います。この現状をということでございますので、2点目にお答えをいたします。

まず、大村方工場団地のほうから説明を申し上げます。

ここは全体面積が13.1ヘクタールでございます。ここの造成とか、いろんな道路をつくったりした総費用が19億円かかっております。昭和61年から分譲を開始しまして、平成11年にすべて分譲済みでございます。

立地していただいている企業さんの数でございますけれども、全部で22社でございます。そのうち8社が市外からの誘致企業でございます。残りが市内から移転された企業、いわゆる22社から8社ですから、14社が市内から移転された企業ということになります。

従業員の数でございますけれども、大村方全体で677名おられまして、そのうち誘致企業の従業員さんの数は409名となっております。

次に、谷田工場団地でございます。

ここもほぼ大村方と変わりませんで、全体面積が約13ヘクタール、総事業費1,850,000千円となっております。平成4年から分譲を開始しておりまして、2社はすぐ立地をしていただきましたけれども、その後、現在まで未売却となっている、いわゆる約3万7,000平米ぐらいが残っております。そのうちに鹿島実高のグラウンドとして貸与しておりますのが1万

7,800平米、約半分近くがグラウンドとして今現在お使いになっていただいているところでございます。従業員の数でございますけれども、2社で東亜工機が入っていただいております。佐賀金属さん入っていただいております。東亜工機さんが205名、佐賀金属さん10名というふうな数になっております。

最後に3点目に、企業誘致の考え方はどうかというふうな御質問だったと思います。

先ほど申し上げましたけれども、福岡都市圏に売り込むときには、企業立地促進特区という県の指定を受けましたので、パンフレットを約1,000部作りまして、福岡都市圏あたりを中心にPRを努めているところでございますけれども。それから、いろんな引き合いがある場合は、全く新しいところからスタートするんじゃなくて、現在空いている工場はないか、空いている事務所はないかとかという、そういった引き合いがございますので、そういったところのリストアップをしておりますので、そういったときにすぐ対応できるように、そういった整理をいたしているところでございます。

それから、商業施設まで含めた誘致企業という基本線を持っているということでございまして、御神松ニュータウンですね、西の玄関口という、きのうもいろいろな御質問がありましたけれども、政策的には、あそこは都市型の区画整理を行ったところでございますので、現在までいろんな店舗に立地をしていただいております。申し上げましたように、いわゆる生産工場だけではなくて商業系の企業についても雇用面等で効果がありますので、期待をしているところでございます。そういったところが今までの現状でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

松田議員の1回目の御質問にお答えいたします。

2番目の重伝建地区を中心とした肥前浜宿の保存と活性化について、3項目御質問でございますので、その項目ごとに説明していきたいと思っております。

まず、町並みの保存と定住対策ということで、特に空き家対策ということでございまして、鹿島市として重伝建を目指すようになった経緯の中で、当初から歴史的な町並みの保存とその活用ということが大きな課題でありました。まちづくりにつきましては、当然、地域の住民の皆さん方の意識と申しますか、そういう意識づくりも必要であるということから、平成16年度には全国都市再生モデル事業という事業がございまして、これが「肥前浜宿水とまちなみの会」と地元の方で、いろんなまちづくりのモデルケースとして検討をしていただきました。具体的には、いろんな代表的な民家を3点ほどモデルに挙げまして、土蔵民家、それから、カヤぶき民家、土蔵酒蔵等を修理活用していくのに実際修理費がどれくらいかかるだろうとか、あるいは、どんな活用方法がふさわしいのだろうかということで、地

域住民の皆さんと検討してまいりました。そういう中で、もう1点は、平成18年度に佐賀の美しい景観づくりという事業も肥前浜宿が採択されまして、同じようなまちづくりについての議論をやってきたところでございます。こういう中で出されたいろんな意見をもとに、今後は建物修理を進めていくと同時に、その修理と絡めながら活用方法をもっと地域住民の方と議論を深めながら進めていきたいというふうに考えているところです。

2番目の観光PR対策ということですが、これにつきましては、商工観光課のほうでも具体的に対外的なPRをしていただいているところです。昨年、特に重伝建に選定されてからは、あらゆる機会をとらえ各方面にPRが行われています。その1つに、県主催による東京、大阪、福岡での旅行関係者を集めての佐賀県観光説明会等において、特に鹿島市におきましては、肥前浜宿の売り込み、プレゼンテーションを重点的に行い、佐賀県のツアーコース等に組み入れてもらっているところでございます。

さらには、全国的にも観光ボランティアガイドという制度等が非常にはやっております。浜宿におきましても、ボランティアガイドの育成等をしていただきまして、地元ならではの案内をしていただき、現在もこの案内につきましては人気を博しているところでございます。

さらに、ことし4月には、酒蔵の中で1軒が、特に国道に近い酒蔵ですが、酒蔵見学ということを始められまして、非常にそこでも見学者が多くなっているという状況でございます。

さらに、乗田家につきまして、ことしの2月に完成いたしまして、それにつきましても観光の素材として要素がアップしているというふうな状況でございます。

また、重伝建選定後にはテレビ、新聞等のマスコミでも大いに取り上げていただく機会もふえまして、来訪者につきましても増加しているような状況でございます。今後は、具体的には議員指摘のとおり、祐徳稲荷神社からの肥前浜宿への誘導という具体的な対策等を検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

3点目ですが、防災事業につきましてということで、特に、現在やっておりますのは、火災に対する防災ということでございますけれども、御存じのように、浜地区は建物が非常に密集しております。その中でも、特に庄金、南舟津のカヤぶき民家等については、全国的には町部にこういうカヤぶきがたくさん集まっているというのは非常に珍しいということで今回の選定の大きな理由にもなっているところでございます。ただ、この地域は準防火地域という地域に指定しておりまして、今後、保存をしていくためには、防災面での非常にいろんな、そういう整備が必要になってまいります。特に、建築基準上、準防火ということで、今後、今現在緩和条例ということを検討中でございますけれども、カヤぶき、あるいは歴史的な建物を残していくためには、条例の緩和等を現在検討しているところでございます。防災対策につきましては、具体的には5点ほどございますけれども、これはもう御存じのように、防災対策の中で、まず火を出さないということが第1点目、それから、早期発見、早

期通報、3点目に初期消火、4点目に延焼防止ということ。最後に、本格消防というふうな形になりますけれども、これらの各項目について現在具体的な検討の作業を進めているところでございます。さらには、そういうハード面の設備の設置とともに、住民の方の防災訓練ということも必要になってきますので、これについても今後地元説明を進めながら組織の充実を図っていきたいということで考えているところです。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

企業誘致に関してでございますけれども、ちょっと確認でございます。

先ほどの答弁で、大村方工場団地のほうに企業誘致、立地をされた。新規に採用された人数のほうは409名ということでよろしいですかね。

順に質問をしていきたいと思えます。

大村方工場団地につきましては、先ほど答弁がございましたとおり完売という形になっておりますけれども、谷田工場団地につきましては、まだ売れ残り面積があると。こちらのほうに関しては、現状の取り組み、または企業の問い合わせ等はどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

谷田のほうに3万7,000平米ちょっと残地があるということ为先ほど答弁をいたしました。その約半分が鹿島実高のグラウンドに貸与しているというふうな状況でございますけれども、現在、企業から打診があつて、2社程度あつて、今、いろんな企業さん側も検討をさせていただいておりますので、我々は今から来ていいですかという話をするんですけども、ちょっと待ってくれと、あなたのところだけじゃないよと、ほかにもちょっと候補として挙げているからというようなお話がございますもんですから、そういう状況で、この2社にはぜひ来ていただきたいということで、今アタックをやっているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

先ほどの質問に重ねての質問ですけれども、ちょうど議会の会議録を過去4年間見させていただきましたけれども、約2年前も9月議会で同じような質問があつていると思えます。その中で、その当時から2件から3件企業の問い合わせがあつているということで答弁があつ

たんですが、その二、三件が今の二、三件であるのか、もしくはまた、新たな2件であるのかお尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

佐賀金属さんは平成4年ぐらいからすぐ入っていただきましたので、その会社は当然それに入っていないわけですがけれども、その当時の2社ではないんです。ほかのところに行ったという企業もありますし、新たにまた出てきたというふうなことです。そういった入れかえはあったというふうに御理解いただければと思います。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

企業誘致に関しましては、なかなか厳しい面が多々あると思いますけれども、2社のほうが、今交渉に入っていると。ずっと企業誘致の担当をされてきたと思うんですけれども、その最後の詰めというか、最後まで交渉で、鹿島市に企業誘致をしていただけない場合、それは大体どういう場合、立地条件、または交通アクセス、そういうのを含めてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

企業さんというのは、いろんな各地をずっと候補に挙げられまして、最終的に判断されるのは実は企業さんなんです。うちがどこが不足したんですかという話を聞きますけれども、それはおっしゃらないですよ。だから、値段なのか、価格なのか、さっき先方からいろいろ議論あっております交通アクセスの問題なのか、はたまた人材の問題なのか、そこら辺がいろいろあられると思いますし、はっきり言ってここが悪いというふうなところ、うちの悪いところというのは我々は万全を尽くしているつもりでございますので、そこは先方さんの判断かなという気がいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

山の上にあるということから、そういう面では非常に不利な点があるというふうに思っていますし、価格の問題もちょっと部長のほうから触れましたが、価格は実はやっぱりそういう不利地、非常に不利な土地ですから、価格面では思い切ってこっちも譲るところは譲るといふ戦法といいますか、実はまだ具体的に幾らということは指示しておりませんが、部長の

ほうにそういう価格面で譲って決まるものなら思い切ってやるぞというふうな指示もしておりますし、それにはただ、社員数がかなり多い場合は少ない場合より値引きの率を高くするとか、そういうことは考えなきゃいかんと思うんですね。ここで思い切って私も攻勢に出たいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

県内の工場団地を調べてみましても、やっぱり企業誘致というのは、なかなか難しい現状で推移をしてきたと思います。その中で、伊万里の七ツ島の工業団地とか、もしくは多久北部の工業団地とかがリース形式で年間坪100円という形を打ち出されておりますけれども、そういう形で今、市長からも答弁をいただきましたけれども、独自の政策を今後どのように考えていくのか、その辺を含めてお尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

県も地方自治体も非常に財政的に厳しい状況ですので、県も工業団地の考え方というのが、もう先行投資型というのは一定の面積以上に限って、あとは現在ある、この前ちょっとお話をしたんですけれども、もう今ある土地を契約的に引き取って、決まれば造成するという、そういったシステムもずっと考えているようでございますので、かなり厳しい状況であると、これは財政的にですね。私どもは、どういった受け入れ方をしようかというのを、先ほど市長がちょっと申し上げましたけれども、価格も思い切って下げようじゃないかという方針も検討せると。例えば、50人規模の誘致された企業さんが採用されるとしたときには、どこまで下げるのか、100名ぐらい来ていただくということになったら、ここまでと。そういった基準もひとつ決めていく必要があるだろうというふうに思っておりますし、御指摘のリース方式というのがあります。県の場合で平米100円とか、多久の場合で坪100円とかという、そういった制度もあるようでございます。だから、そういったことも含めて、総合的にそういった、いわゆる要綱みたいなものをつくる必要があるんじゃないかというようなことで、今考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

先ほどの答弁で、谷田工場団地のほうの対策についてお話をいただいたと思うんですが、今後も工場団地をつくって企業誘致を進めていく考えがおありになるのか、それとも、先ほどおっしゃったように、そういう立地場所の検討をしながら、状況を見ながらやっていくの

かお尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

引き続き、今の谷田工場団地のところはPRを図っていきますけれども、工場団地、あそこは決して制約がありませんので、いろんな展開が出てきたときはその場に応じて考えていくという、少し広目に考えながら誘致を図っていくとようなことでございます。

御質問の、今後、団地までつくって構えていくのかどうなのかという御質問だと思いますけど、これもさきの質問に対してお答えしたんですけど、我々は県でつくってください、県でつくってくださいということです。20ヘクタール以上は県で考えようと、それ以下は市町のほうで考えてくれということです。なかなか厳しいところでございます。ただ、今後は新規工場団地の開発ということを含めて考えていきたいと思えます。当面は、先ほど申し上げましたように、正式な県の取り組みが即戦力工業用地対策事業ということがございまして、これは造成までしないで事前に地権者の了解のもとに登録制度にしておいて、引き合いがあれば具体的に進めていくという制度、いわゆる登録制みたいなものでございます。私どものほうには準工とか工専とかが幾らか面積もございますから、そこら辺をここに登録をお願いしようかなというふうに思っておりますので、そういう形から順次取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

鹿島の地形とかをちょっと想像していただければおわかりになると思いますが、現実的に5町歩、10町歩というふうな土地がないんですね、もう。例えば、久保山は準工地域ですけど、ここは1.8ヘクタール、それから、浜に今残っているのが1.2ヘクタールぐらい、これくらいなんです。山のほうは開発をすればまだいっぱいありますけど、しかし、山というと谷田のことが、二の舞というのはやっぱり不利ですね、山手のほうは。そう考えますと、余地自体がもうないんです。したがって、先ほど部長が言いましたように、とりあえずそれくらいの規模のものについては、すぐ開発できるように準備を整えておくと、そういうやり方になっていくと思います。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

若い世代の意見として、やっぱり自分のふるさとに残って仕事をしたいという気持ちを持っている人間はたくさんいると思います。私の仲間もそういう若い人たちがおるんですけれ

ども、やっぱりその人たちが残って、初めてまちというのは運営をされていく、また、伸びていくということだと思います。その意味で、企業誘致というのは、地場産業につきましては、本当に日本のトップクラスで優秀な技術力を持つ企業というのは、鹿島市は十二分に育っていると思います。それに並行して、もう1つの柱として、企業誘致に対して鹿島市の積極的な行動というのをやっぱり市民は見ていると思います。確かに今市長がおっしゃったように、谷田工場団地は不便なところではありますけれども、やっぱりああいうところでも企業が求められているところというのはあると思うんですね。業種的にああいう騒音とか、そういうものが余り問題が発生しないとか、音とかそういう問題ではなくて金属関係、そういう関係の佐賀金属さんも入られていますけれども、そういう業種に絞って営業をやっていくと。企業誘致は企業の営業と全く一緒に、よりどれだけのアンテナを張ってより正確な情報を取り、そして、足で稼いでいくか、恐らく民間の考えが一番市政の運営の中で大事な部分だと思います。そういう意味において、以前答弁の中で、平成2年か3年ごろ、企業誘致に関して、市長を初め、戦略チームをつくり、東京、大阪等に足を運んで、その成果で多分3社、もしくは4社ぐらいの企業誘致をされてきたと思います。ですから、責任として市民に見える形で汗を流していただくというのがこの分野に対しては物すごく大事な部分だと思いますので、企業誘致の最後の質問になりますけれども、今後の鹿島市の取り組みについての決意を述べていただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

おかげさまで、この2年ぐらいの間に100人規模の企業を2社誘致することができております。今後も私が先頭に立って、そして、職員と一緒に汗を流して頑張っていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

重伝建地区のほうの質問に入りたいと思いますけれども、先ほどの答弁の中でございましたが、空き家という形で後継者の方がいらっしゃらない家とかが多々あると思うんですが、両地区それぞれの地区内の空き家の数と地区内の全世帯数に対して大体どのくらい占めているのか、お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

2回目の質問にお答えいたします。

まず、空き家の状況についてですけれども、全世帯ということが今ちょっと手元に資料がないわけですが、伝統的な建物の所有者の中でということで今現在集計しております。浜中町八本木宿、これは酒蔵通りのほうになるんですけれども、56軒の伝統的な建物について5軒、約9%が空き家になっている状況でございます。浜庄津町金屋町、これは庄金、南舟津地区ですけれども、30軒中9軒が空き家になっている状況です。ちょっと庄金、南舟津のほうは30%ということで非常に高いわけですが、そこのほうは今後の大きな課題ということでとらえているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

先ほど答弁をいただきましたけれども、その空き家対策について、どのような対策、または事業の展開を図っていこうと考えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

空き家対策についてですけれども、まず、現在の商工観光課のほうで空き家バンク制度という事業を展開していただいております。当然、制度と連携をしながらという部分もありますけれども、まちなみ活性課としましては、特に浜地区に限って、地域の空き家の所有者の方と綿密な連携をとりながら、意向がどういう意向であるかということと、1つは意向も大事なんですけれども、修理の時期というのも非常に重要になってきますので、そこを絡めて、今後、所有者と協議を進めたり、あるいは空き家バンクの制度にのっかって利用者等を探していくということで進めている状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

先ほどの答弁で、空き家バンク制度という形で御答弁いただきましたけれども、その制度についてお尋ねいたします。どういう制度であるのか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

簡単に言いますと、自分が持っている空き家を貸していただくということで登録されませんかという呼びかけと、その鹿島の空き家を利用される方はいませんかという2通りの呼びかけをやっているんです。こういったパンフレットをつくりまして、福岡、企業誘致のよう

な形ですけど、やはり都市圏あたりにPRに回りましたし、この前は福岡のある大手のスーパーというか、物産展をしたときにもそういったPRを行いましたし、それから、今度こっちに来ていただく干潟修学旅行とか、それから駅前の観光案内所とかにこういったものを置いて、そういう呼びかけをしております。現在のところ、1軒だけ自分の住んでいた家を貸してもいいよというふうな申し出が来ておまして、空き家を探しておられる方の申し出は今のところあっておりません。引き続いて、少し手法を変えたPRも必要かなという気がいたしているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

空き家バンク制度について、もう少しお聞きをしたいんですけども、多分、これは神奈川かどこかの町かがこういう制度を活用されているんですかね。この対象になる方は鹿島市に住んでいらっしゃる方、結局、地区外の方が中心という形になるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

市外の方に限らず市内の方でも結構でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

もし、市内の方でもいいということであれば、もう少しPR等をしていただければ、特に若い世代の方々が逆にこういうところに入っていただいて、補助等もあれば逆に活用がやりやすい環境もできるのではないかなと思いますので、どちらかという市外の方々も大切なことはわかっておるんですけども、やっぱり鹿島に住んでいる若い世代が住める、家を建てる時にほかの町村よりも鹿島に住んでいただくような形で、もう少しPR等をしていただければ活用ができるのではないかなと思うんですが、それでは、空き家について蔵等もあると思いますので、そういうところで、観光で大事なことは買い物ができる場所も用意しておかなければならないと思います。そういう意味で、先ほど最初の答弁の中でそういうお土産を酒蔵見学みたいな感じでやられているところがあると思うんですけども、1つではなくて幾つかつくれば魅力的な観光地という形になると思いますので、そういう酒蔵を利用した市直営、もしくは農協さんとか、地元の方々との連携をしまして、直売場、または発酵食品のまちでもありますので、そういうのを含めてやられるお考えはあられるのか、お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

来訪者のためのいろんなお土産売り場とか、あるいは、地場産業のお土産屋さん、あるいは食事どころ等の必要性が、非常に地域の中でも言われている状況がございます。具体的には、現在のところ民間の方で蔵を利用してそば屋さんをされているとか、あるいは、継場のほうでも幾らかのお土産を売っておりますけれども、ことし4月から、酒蔵見学につきましては、酒等のお土産も含めて販売されているところです。もっと本当はいろんな活性、地域のにぎわいということでは、今、議員おっしゃられたように、蔵等を利用して地場製品の販売等の計画を本当は進めなければいけないと思いますけど、今後は地域の団体、そういうところと話を進めながら、そういう出店が可能かどうか、あるいはどういう建物がそれにふさわしい建物なのかということ絡めながら協議を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

そして、後継者問題のほうでお尋ねをいたしますけれども、後継者問題というのは、どの地方においても一番課題になっていると思うんですが、特に重伝建地区で今も家業を継いで一生懸命頑張っておられる若い方々がいらっしゃると思うんですが、大体30歳代から50歳代の若手経営者の方々がどのくらいいらっしゃるのか、また、どういう酒屋をされているのか、また、そういうお店をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

後継者につきましては具体的には調査しておりませんが、今知り得る範囲といたしましては、造り酒屋さんですね、そこが浜地区で、若い後継者がおられる方が2軒ですね。それとか、豆腐屋さんとか、魚屋さんとか、そういういろんな商売をされておられる方が、ちょっと具体的に何軒とは申し上げにくいんですけど、三、四軒は若い後継者がおられると思います。中に後継ぎがおられないというふうなところまではちょっと具体的に把握できていない状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

私の以前の仕事も観光業で、添乗等で九州各内回っておりました。こういう町並みもあります。大分の豊後のほうに町並みがございますけれども、やっぱりそういうところでお客さ

ん方が回っていく中で、あそこは地元の方々の商店街もありますし、また外のほうから来られた商店街もあるとお聞きしますけれども、そういう形で今後の展開として、今一生懸命頑張っている方々への支援体制、販売のPR等をどのように取り組んでいこうと考えられておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

現在、商売とかやっておられる方のPRについては、現在のところ、商工観光課のほうでいろいろPRされている部分と、企業努力といいますか、個人でいろんなインターネットとか、そういう利用をされながら酒屋さん等が頑張っておられる事例等はございます。今後の本当の活用につきまして、伝建地区としてのPRということも当然支援していかなければいけない状況もあると思いますけれども、なかなか現在の浜の状況の中で地元だけで何かこう、新しい商売とか、そういうのをやるという厳しい部分もある意味あるんじゃないかなろうかというふうに思います。ですから、今後、地元の方との協議の中で、対外的に市外からもいろんな商売される方等を誘致したいというふうなことになっていけば、積極的なその取り組みも図っていかなければいけないというふうに思っているところです。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

観光の面からとらえて質問をいたしますけれども、重伝建の選定を受ける前と受けた後でどれくらい観光客の増加につながったと思われますか。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

重伝建に選定されてからの観光客の増加というふうなことですけれども、全体的な具体的な数というのは、継場に記帳していただいているような状況はございます。全体的な数はつかんでおりませんが、記帳された数ですけれども、平成16年度が3,300人程度、平成17年度も同じく3,300人程度、平成18年度につきましては1,640人程度の記帳をされております。ですから、記帳をされた方がすべて来訪者じゃないんですけれども、ほかにも来訪者があったり、あるいは各種イベントを浜でされておりますけれども、そういう機会に大勢来ていただいている状況もあるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

できれば私の個人的な考えですけれども、今後の観光面での事業計画を図っていくときに、よろしければ大体何月ぐらいが一番お客さんが来ていただいているのか、そういう面を含めて把握をしておく必要があるのではないか。今後、旅行会社等をお願いをして、できるだけ鹿島のほうに来てもらいたいという形で、また、お願いをしていくような状況になってくると思うんですけれども、ある程度の数字を見込んだ上でのお願いであってもらいたいと思います。特に、企画面でそういうツアーを企画するときも、その地区でどういうイベントがあって、どういう時期にお祭り等、また、そういうのがあっているのか、そういう面に合わせてツアーを組んでいくと、そういうのも計画をしたりする参考になりますので、若干今後の事業計画の中でそういう面を含めて把握をしておく必要があるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

まず、結論から申し上げますと、確かにおっしゃるとおりですね、やはりそこに何人ぐらい来よんさっかということ把握しておかんと、今後の展開というのはなかなか作戦が組めないと思いますので、それはぜひそういうふうにしていきたいというふうに思っています。

これは参考なんですけれども、きのうの佐賀新聞で、先ほどまちなみ活性課長のほうは県の主催で福岡都市圏あたりで浜の重伝建地区をPRしてきたということを申し上げましたけど、きのうの新聞では、県の観光連盟が、東京、大阪あたりの旅行代理店15社を招待して県内の観光地をPRしていただいております、実はきょうの午後、日程表を見てみますと、肥前浜宿に来られるというふうな記事が載っておりましたので、早速この結果あたりは当然観光連盟としてはアンケートとかデータをとっておられると思いますので、その辺はすぐ把握をして今後の展開に生かしていきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

もう1点、観光の面から最初の答弁でいただきましたけれども、観光客の皆さんへの地元の案内をされるガイドさんという形でお話をいただきました。特にここ5年ぐらい九州の旅行の各地でボランティアガイドさんとか、またこちらのほうからお願いをしてガイドさんをお願いをすると。長崎で言えば丸山散策とか言って、地元の方が歴史を含めてその地域のことを散策して案内をしていただけると。バスに乗っているガイドさんが案内して回られるよりもその地域に住んでいらっしゃる方が案内をされる、それは歴史的にも、また、おもしろい話とかもありますので、そういう面を大事にしながら今後を進めていっていただきたいと思いますが、その町並みの案内ガイドさんについて、現在の取り組み、また今後の方向性に

ついてお尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

ボランティアガイドにつきましては、佐賀県のまちづくり支援事業という一環で、商工観光課、それと、地元の「水とまちなみの会」を主体としまして、年に4回程度の講習会を開いて浜宿のウォークラリーという形で最後の実践をされてきました。今までに2回開催されてきたところと思います。今年度で3回目かと思えますけれども、こういうボランティアガイドに参加させていただいた方を「水とまちなみの会」でも組織立てていきたいということで、組織としてきちっと活動がやりやすいような体制を今後整備していきたいというふうなことで図っていただいております。ですから、この3回のボランティアガイドの講習のほうで相当な人数の方がガイド登録していただくということで充実している状況にあると思えます。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

次に、街環事業についてお尋ねをしたいと思います。

こちらのほうにも予算等を含めて大きな額がついておりますけれども、きのうも議会が終わりまして両方の地区をずっと歩いて回りました。1つ私が感じたのは、これは範囲のことなんですけれども、酒蔵通りのほうは観光案内所、または小公園にトイレの設置、また乗田家等もごさいますけれども、どちらかというところと庄金、また南舟津地区のほうはどのようにお考えになられているのかお尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

街なみ環境整備事業についてのお尋ねですけれども、当初、街なみ環境整備事業につきましては、駅通りと酒蔵通りを整備計画区域として進めてきた状況がございます。これにつきましては、当初は整備促進区域といいまして42ヘクタール、広い範囲をとっておりますけれども、地区的に重点的に整備していくということから、酒蔵通りをまず取り組んだわけですが、今後は、庄金、南舟津地区につきましても、街環の取り組み等について、これは地元の協定の同意書というのにも必要になりますし、地元合意のもとに進めていく事業でありますので、地元とも図りながら、あるいは財政のほうとも協議をしながら進めていく計画をしております。庄金、南舟津については、そういう事業というものはおくれしておりますけれども、まずは地域の特性として、3番目の防災に関連しますけれども、今年度、来年度につき

ましては、防災事業を最初にまずやらなければいけない事業ではないかということで進めている状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

先ほど答弁いただきましたので、やっぱり2つの町並みが、これは重伝建のほうですが、両方の町並みの価値を認めて重伝建という形での選定を受けたように私は思います。きのうも庄金地区、南舟津地区のほうを回りまして、カヤぶきの家と、また、いらっしゃらない家等がありましたけれども、こういうところの整備をして、要望が一体となって浜地区の活性化についてやっていかなければならないと思います。両地区の住民の方々もいらっしゃいますので、そういう方々と一緒になって、今先ほどおっしゃったように財政的に厳しい面はあると思いますけれども、その両地区のバランスを配慮して事業を進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、防災事業、こちらのほうについての質問にかえさせていただきます。

あんまり私が知識がないものですから基本的なことから教えていただきたいと思うんですが、2つの重伝建地区に防災事業を入れる主な目的とかお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

防災事業の目的でございますけれども、非常に伝建地区の中でも家屋が密集しているというのがもう御存じのことだと思います。伝建地区の中で修理を進めていく中で、全国でも伝建地区で火災が起きたという、これは火災はどこでも起きるわけですが、せっかく修理して保存していこうという中で火災で喪失してしまったという事例等もございます。特に、庄金地区におきましても、昭和53年ですかね、火災が発生しまして、8軒程度の延焼と申しますか、全焼があった状況がございますけれども、せっかく歴史的遺産として残していく中で、火災は当然絶対避けていかなければいけない事業ということと、もう1つは、先ほど申しましたように、建築基準法という縛りがございます。非常に火災に対して脆弱なところにつきましては、それにかわる代替措置と申しますか、そういう防災の設備を十分行って備えていくことが重要ということで防災事業を進めているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

それでは、防災事業についてですけれども、単年度で一気にやるというのはこれはできないと思っておりますけれども、長期的な計画で、一年一年されていかれると思うんですが、現在の

防災事業の進捗状況ですね、将来的にどういう形で持っていくのか、できれば具体的に御説明をいただければと思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

防災事業の長期計画といいますか、具体的な内容ということでございますけれども、浜を進める上におきまして、特にカヤぶきにつきましては、全国的にも事例がないということで、今までの通常の防災計画ではできないような課題等もございます。現在、文化庁とか、あるいは、九州地方整備局のほうと協議をしながら進めているわけですが、全体計画として当初通常のベースであれば2億円程度の計画を持っておりましてけれども、まだこの具体性については、今後の協議作業を進めていく中で検討をしていかなければいけない部分もございまして、これが確実というふうな計画ではない状況がございます。今年度、庄金地区の易操作性1号消火栓という、これは1人でも使えるような消火栓ですけれども、これを設置していきまして、次年度には酒蔵通りのほうも計画を進めたいと考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

この重伝建の質問の中で、この地区が準防火地域であると。非常に建築基準法で厳しい制限がなされていると思います。その中でこの町並み保存をそういう建築基準法を含めてどうやって両立をさせていくのか、それに向けて改造とか、改修とかで恐らくひっかかってくる場所が多々あると思います。そういう面においてどのような対策を講じていこうと考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

議員おっしゃるように、修理をしていく上でいろんな建築基準法の課題等がございます。現在まだ、整備局、あるいは文化庁と協議を進めながら作業を進めている段階で、具体的に内容的に言えない部分もまだあるんですけれども、実質的な代替措置としましては、防災上ですけれども、自動火災報知器の設置、あるいは消火器、易操作性1号消火栓の設置、あるいは防火水槽の整備、そういうことが考えられますけれども、具体的な全容ということでは作業中ということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

先ほど、作業中ということでありましたけれども、恐らく今後改修等をやっていかなければならないときが来ると思います。現時点で考えれば、今の段階では改修等はできないということになるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

現在の状況としましては、建物の過半にならない部分の修理、それと、建物の用途を変えない範囲での修理ということについては、建築確認申請等の提出の義務がございませんので修理事態は可能ということでございます。ただ、将来的にそういうことでずっと進めますと、不適格なまま建物が残っていくということで、そういうケースを想定しまして緩和条例をきちっと制定しなければならないということで、同時進行で、今、進めているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

先ほどの答弁で、緩和条例というのをおっしゃいましたけれども、これはきちっと早目に通さなければなかなか進んでいけないという形で認識してよろしいんですか。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

先ほど申しあげましたように、本来なら緩和条例制定と重伝建地区制定は同時進行が好ましかったわけですが、地区によっては選定を先にされて、後からいろんな緩和条項を検討されているという状況もございます。ですから、必ずしも当初から制定済みであって事業を進行というケースばかりではなくて、そういうパターンでもできるということがございます。それと、いろんな活用方法で用途を変えていきたいというふうな場合には、当然緩和条例が必要になってくるという状況でございます。現在、修理を進めている時点では緩和条例が直接関係しませんけど、先ほど申しあげましたように、今後のいろんな修理の方法、それと、活用方法等が現在の用途から変わってくる場合には、当然その制定が前提となってくるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

それでは、時間のほうも押してきましたので、最終的に大きく2つ御質問をさせていただ

きたいと思います。

私も4月に議員になりましてから、いろいろな会合、または若い人たちの集まりの中に行きます。その中でよく皆さん方がおっしゃるのは、鹿島には何もなかもんね、ということをおっしゃる方がいます。私はいつも思うんですが、ないわけではないんですね。こういう重伝建が2つも選定をされたまちが九州にどのくらいあるのかと。280万人が訪れてくれる3大稲荷と言われる祐徳稲荷神社もあります。また、1日目の質問で松尾征子議員が質問をされた旭ヶ岡公園もあります。また、能古見に行けば平谷の水を活用した物産館等もあります。これらの観光に関しては、よその地区に負けないような観光があると思います。浜のこの重伝建につきましても、やっぱり昔からまちづくりのために活性化に一生懸命汗を流してこられた方々がいて、こういう重伝建という選定を受けたと私は思います。点だけがありまして、それがなかなか線で結ばれていないというのが現状ではないかと。そういう意味において、今回こういう重伝建という形で鹿島の浜宿の2地区が選定をされたこと。これらを総合的に考えて、観光というのは進めていって、交流人口を、1人でもいいから自分たちのふるさとに来てもらうような施策というのを考えていかなければならないと思います。そういう点において、特に観光、またこういうまちづくりに力を入れてこられました桑原市長におかれまして、今後の展開としていかに点を線で結んでいくのか、それについて御答弁をいただければと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

数年前からトライアングル構想と私は称しておりますが、祐徳稲荷神社の参拝客を中心に据えて、トライアングルのそれぞれのアングルのところに、山、海、そして浜のような伝統的なもの、こういうものをおっしゃるように線で結んでいくと、そういうことに力を注いでいこうというふうなことを、各部署、部署で今それをやっているところであります。今後もこれを強力に行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

最後にもう1つ、今の答弁の中で連携というのが市役所内部でも大事だと思うんですが、民間の方々、その地域にいらっしゃる方々も大事になってくると思います。本当に官民一体となって、このまちをどうするのかというのを考えていかなければならないときに来ていると思いますので、その点で民のほうも入れた形でプロジェクトチームじゃありませんけれども、このまちを本当にどがんとやというようなまちづくりを考える会とか、そういうものをつくる考えはあられないか、お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

現在でもそういったまちづくりの組織とかというのは、民間、もちろんフォーラム鹿島もそういった団体だと思います。そういったこととか、いろんな浜であったら浜の組織とかいうのがあります。じゃ、それでいいのかというふうな御指摘だと思いますけれども、1つは、行政・官主導でいろんなことをやっていきますと、何かこう、かたくなって発展性がないような形になりますから、やはり今、浜の皆さんが頑張っておられるようなそういったところからの発想といいますか、そういったところを大事にしながら、時としては組織化をして取り組んでいったほうがいいだろうというふうな時点ではそういうふうな形をしますし、おっしゃるように、ここら辺で一つの発想を変えて新たな視点で取り組むというのは、当然必要だというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

時間が来ておりますので、特に鹿島市において、きょう質問をいたしました企業誘致について、また、重伝建地区の今後の展開についてという形で質問をさせていただきました。恐らく、この4年、5年が鹿島の10年後、20年後のまちの将来を決めるような大事な大切な時期であると思います。そういう意味において、やはり今、本当に汗をかいて次の世代へバトンを渡していかなければならないと思いますので、ぜひともできるだけ現場に出ていただいて、そして、民間の方と一緒に汗を流していただいて新たな鹿島市のまちづくりというのを考えていただきたいと思います。

では、時間になりましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

以上で1 番議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

3 番議員松本末治君。

○3 番（松本末治君）

おはようございます。3 番松本末治です。通告に従いまして質問をいたしたいと思います。

不快語等がありましたら注意をお願いします。

まず、質問の前に、6月の定例議会一般質問の際、私の思慮の甘さで不快感を与えた点がありましたことをまずおわびをさせていただきたいと思います。

と申しますのは、治水事業で中木庭ダム竣工により鹿島川流域は豪雨のたびの河川の決壊、はんらの心配から開放されることになりました。中木庭地区住民の皆さんへの御理解、御協力のもと完成を見ることができ、感謝の気持ちを申し上げましたが、つい議場内の方の顔が目に入り、固有名詞を申し上げてしまい、不注意をお許しいただきますよう、この席をおかりしておわびを申し上げます。

昨日、ダム湖へ出向き、竣工記念碑に頭を下げ、各個々人様のお名前を確認いたしました。そして、感謝のお礼を申し上げてまいりました。ここにも名簿がありますが、昨日写真で撮ってまいりました。これでおわびをいたしたいと思います。お許しを願いたいと思います。本当にありがとうございました。

ことは田植えの時期、干ばつぎみでありましたが、350億円に上るダムのおかげで何の影響もなく田植えができたとうれしい話を伺いました。

それでは、本題に入りたいと思います。

大きく2つの質問をいたしたいと思います。1つは、一次産業の振興方策のことについて。2つは、鹿島市の将来的課題の一部について。

鹿島は、農林水産業が栄えることで鹿島のまちも栄えるという連帯感と申しますか、連鎖性があると思います。

まず初めに、総額75億円という多額の投資により待望の道路、俗に言う広域農道が平成22年度で完成が見込まれます。この関係地域には浜町湯ノ峰地区から七浦全地区、西葉から江福まで、また、多良岳側の矢筈、黒仁田、七曲地区とあり、谷があり丘がありで、地理的にわかりづらいところです。この事業の中で、できるだけ地域の環境整備や活性化につながる整備を取り込んでいただけないでしょうか。また、現在国道207号沿線には多くの公的施設、交流人口を引きつける施設、また名所など多くあります。地域住民の方の御理解、御協力が必要ですが、市道の拡幅整備が必要ではないでしょうか。子や孫たちのためにも今回ぜひ対応できればと思います。また、広域農道周辺は立派なミカン園を中心に農用地があり、観光農園、体験学習農園ができる素材があります。これらの利用誘導策はないのでしょうか。

次に、後継者育成と就農支援についてお伺いします。

農業にも漁業にも幸い専門的農家、漁家には後継者が多くできております。しかし、肝心の伴侶がなかなかであります。過去にはいろいろな取り組みがあったように思いますが、鹿島における人口減少の最大要因は少子化が1番だと先日も一般質問の答弁であっていたと思います。鹿島市全体の大きな課題ではないでしょうか。あわせて、青年農業者、また後継者

への寛大なる支援はどういうものがあるか、お伺いいたします。

次に、すべての生産物で生産量と販売価格の安定が一番であります。今回は、佐賀県の輸出対策事業を先取りしていただきまして、台湾でのJ-PON（ジェイポン）、ハウスマカンの宣伝のために予算化をいただき、佐賀県重要無形文化財であります母ヶ浦の面浮立が宣伝に出演いたしました。また、それとあわせて、市独自のミカンの木のオーナー募集をされ、本当に6月補正で予算化いただき、関係者、また、特に区長様へは深く感謝いたしております。

この件で、私の国語力不足と通告者の技量不足といたしますか、そういう面で不快感を与え申しわけなく、深く陳謝いたします。

そこで、この事業の内容が詳しくわかればお伺いをいたしたいと思います。

続いて、平成13年度から続いた果樹経営安定対策事業が18年度で終了いたしました。この補完策としては果樹共済がありますが、これらについてのお考え、また、今年鹿島においてもタマネギの生産量が増大しておりますけれど、わせ種偏重に全国的になり、価格の暴落に遭いました。これらについての今後の対策について行政として誘導・指導策をお伺いいたします。

続いて、鹿島市の将来的課題ということで上げておりますけれど、1つは、広域市町村合併についてお伺いをしたいと思います。

多分平成17年、18年度で市町村合併がかなり行われたと思います。全国では3,232市町村あったのが1,821市町村に減ったとか、佐賀県では49市町村が23市町になったとかとお伺いしておりますが、今後当市でどういうお考えなのか、また、前回の合併の際は隣接町の反対により未合併になったんじゃないかならうかと思っておりますけれど、その点お伺いをしたいと思っております。

あわせて、現在の特例措置等についてどういうふうな形になっておるものか、お伺いいたします。

続きまして、保健・医療の充実ということで上げておりますけれど、現在少子・高齢化、また生活習慣病のはんらんする時代だと思っております。

先日もいろいろ一般質問で出ておりましたけれど、今鹿島における現在の医療機関の種類と数をお伺いしたいと思います。

それと、総合病院、これについては佐賀の県立病院とか大学病院とか、また、今は国立病院とは言わないようですけれど、もとの国立病院、独立法人になっておると思っておりますけれど、そこまでの緊急時の所要時間、また、通常時の所要時間はどれくらい必要なのか、お伺いしたいと思います。

また、少子化時代、少子化というのが、さっき後継者問題でも触れましたけれど、何が不足しているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

それと、現在ドクターヘリ、防災ヘリとかもありますけれど、ドクターヘリの出動状況と
いいですか、私も一度だけ遭遇をいたしたわけですが、塩田の中学校グラウンドのもう
一つ先にグラウンドがありますね。そこにちょうどドクターヘリが到着し離陸するまで見物
をさせてもらっておりましたけれど、そのときの患者さんは祐徳門前近くの建築現場で上か
ら落ちられて頭を打たれたとかいうようなことを聞いておりますけれど、そういうふうな出
動状況をお伺いしたいと思いますし、また、市内でのそのヘリポートの位置はどの辺にある
のか、どれくらいあるのか、お伺いをいたしたいと思います。

最初の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

一次産業の振興方策について順次お答えをいたします。

まず、広域農道周辺整備事業についてであります。

8月に開催をされました建設促進協議会の中で要望事項がいろいろと出ております。具体
的に申し上げますと、集落への入り口がわからないので案内表示板の設置要望があっている。
要所要所に駐車場ができないか、交差点の危険箇所の問題等々あったわけでございます。こ
れに対しまして、農林事務所からは、協議会として取りまとめていただければ広域農道整備
の中でできるものはできるだけ努力をして開通までに間に合わせたいと、こういうふうな前
向きな回答をいただいております。ですから、できるだけ早く鹿島農林事務所と協議ができ
ますように建設促進協議会の19年度の活動として、議員御質問の地域の環境改善と活性化に
つながる整備について要望事項の取りまとめをお願いしてまいりたいと思っております。

議員も協議会におきましては評議員さんでございますので、どうかこの取りまとめが全体
的に網羅したものとなりますように御尽力をお願いしたいと思っております。

次に、後継者育成と就農支援について2点お答えをいたします。

1点目が後継者の配偶者対策に関してのお尋ねでございます。

平成14年まで農業委員会のほうで独身男女の交流事業等を行ってきた経過がございますが、
市独自の取り組みはございません。杵藤広域圏において、平成5年から毎年クリスマス
パーティーを開催し、独身男女の出会いの場を提供するイベントが継続をされておると
ころでございます。また、杵藤広域圏ではことし10月28日、農業後継者の配偶者探し、独身男
女の出会いの場の提供ということで、農業に従事する独身男性を対象にしたイベントを追加
して企画をされているところでございます。これについては、「広報かしま」の10月1日号
に掲載をいたす予定でございます。

2点目は、青年農業者への支援についてであります。

平成7年から藤津地区青年農業者対策協議会を設置し、その中で関係機関団体がその重要

性を認識して、それぞれの役割の分担で就農相談、就農支援資金制度の情報提供を行うなど、各種支援に取り組んでいるところでございます。具体的には、新規就農者激励会、4Hクラブを通じた青年農業者の育成、就農相談への対応などとなっております。

最後に、生産及び販売戦略対策に関して2点お答えをいたします。

1点目に、さがハウスミカンの台湾での販売促進活動ということで御質問、触れられました。これに関して佐賀県輸出対策事業の内容について申し上げます。

これは、平成19年5月30日、佐賀県農林水産物等輸出協議会が設立をされました。協議会では、関係機関が一体となってこれまで以上に輸出促進を図るため、海外市場開拓や海外における佐賀ブランド確立のための事業など佐賀県農林水産物食品の輸出拡大を目指して取り組みを行うこととなっております。構成団体は、佐賀県、それからJA佐賀経済連、JAさが、それから鹿島市を含めました6市となっております。

事業計画といたしましては、海外市場開拓のための事業や県産品のブランド確立のための事業として台湾、香港、中国本土への販売促進活動となっております。

19年度の予算規模で約45,000千円ということでございまして、その財源負担の内訳が、国が21,000千円、県14,000千円、残りがJA佐賀経済連というふうになっております。

最後に、ミカンとタマネギの価格安定対策についてお答えをいたします。

ミカンについては、価格下落が予想される場合に、一部生食用を加工用に仕向ける緊急需給調整特別対策事業と自然災害等による減収の一部を補てんする果樹共済がございまして。タマネギについては、野菜価格安定制度がございまして。

市といたしましては、こうした農産物の価格安定対策につきましては、今後とも国県の補助事業の中で、JAと連携しながら取り組むことを基本として行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

市町村合併についてお答えをいたします。

まず、佐賀県の方なり考え方でございますが、国はいわゆる平成の大合併の後にさらに合併を進めるために新合併特例法のもとに、平成17年に基本指針を定めて知事の権限を強化いたしております。そのときに佐賀県は、合併は十分に進んでいるという判断のもと、市町村合併については論議を尽くしており、現時点で一定の結論を出したというような考え方から、知事の権限発動は必要ないという姿勢を示されております。

そこで、鹿島市の今後の方向でございまして、市長は太良町との合併ができなくなったときに、平成17年の議会の全員協議会の中で、ここで合併は打ち切りをしたいと、また、そう

いった基本が出てきた時点でということを示し述べております。もちろん将来的に申しますと、鹿島市の総合計画、基本計画第5章の中の行政規模の検討という項目の中に合併の必要性を認識いたしております、相手自治体の状況の変化とか、機運の高まりを見きわめながら適切に対処するという方向を示しております。

市長からは、合併についてはいつでも対応ができるようにという指示もあっておりまして、何といたしても今我々は2年間に及ぶ合併協議のノウハウを持っております。いつでも対応ができます。

それから、もう1点目、合併の特例措置についてでございますが、旧合併特例法では、合併における特例措置の大きな柱といたしまして、合併特例債と、それから普通交付税の合併算定がえ、これを2つの大きな柱としておりました。新合併特例法の特例措置の中で最も異なる点は、このうちの合併特例債が廃止になったことでございます。その他、普通交付税の合併算定がえが10年であったものが段階的に5年間に短縮をされております。これが現在、特例措置としては一番大きなことではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

私のほうからは、3番議員の2番の保健・医療の充実についてお答えをしたいと思います。質問の内容が4点ほどあったと思っておりますけれども、順を追って御説明を申し上げます。

まず、市内の医療機関の種類と数ということでございますけれども、市内には歯科を除きまして21の医療機関がございます。これに急患センターを1つ加えれば22という形になります。その診療科目ごとのそれぞれの数を申し上げますと、まず内科、これが16機関、それから外科が8機関、消化器系、胃腸病ですね、これが8機関、それから呼吸器系が3機関、小児科が7機関、この7の中には急患センターも入っております。それから耳鼻咽喉科が1つ、皮膚科が2つ、麻酔科が1つ、整形外科が3つ、脳外科が1つ、心臓血管外科というのが1つ、循環器系が5つ、放射線科が4つ、リハビリ科が3つ、それから、気管食道というのがありますけれども、これは1つ、形成外科が1つ、それから肛門科が1つ、泌尿器科が1つ、産婦人科が2つ、眼科が3つ、神経内科が1つというような形になっております。

それから、総合病院までの緊急時、あるいは通常時の時間がどのくらいかかるのかということだと思っておりますけれども、一番近い総合病院といいますと、嬉野の医療センターでございますけれども、ここまでの緊急時の所要時間が10分から20分、通常時で20分から25分かかるといふふうに言われております。それから、県立好生館、ここまでが35分から40分、それから、通常時が40分から50分、佐賀大学の医学部までが30分から35分、通常時が40分から50分という形になっております。この所要時間につきましては、一応この役所からそういう

時間になるということでございます。

それから、少子化の原因は何かということでございますけれども、世上、少子化の原因についてはいろいろ言われておりますけれども、私が調べたところでは、第1に経済的な理由、それから第2点は、自分たちの生活を充実させたいと、子育てでですね、そういうこと。それから3番目として、将来的な不安ですね、日本全体のことをつかんででしょうけれども、将来的な不安、こういうものが上がっておるようでございます。

それから、ドクターヘリの出動状況ということですが、平成18年度の実績で見ますと、鹿島市では2件あっております。それから、杵藤地区全体では6件あっておるようでございます。鹿島のほかに武雄が3件、太良が1件という形になっているようです。

それから、市内のヘリポートの位置でございますけれども、母ヶ浦の運動場と高津原グラウンドの2カ所というふうになっております。

以上お答えします。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

私のほうからは広域農道周辺整備事業の関係で、広域農道と国道207号沿線にあるいろいろな施設へのアクセス道路としての市道の拡幅整備が必要ではないかという御質問にお答えさせていただきます。

まず、アクセス道路として私どもが考えているのが数本この地区でございます。その中で、もう既に拡幅済みというのがあります。それとほかには、買収が済んだという路線もございます。一部まだ狭いところがありますけれども、これにつきましては、広域農道開通後の交通量等も見ながら離合帯設置等も含めて検討をさせていただきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開をいたします。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

まず、1つ目の一次産業振興方策の面で御答弁いただきました。その中で、今環境問題等

が言われている中で、特に農業面で山から海への途中でもありますし、海の問題にもつながるかと思いますけれど、有機栽培等の取り組みがなされつつある昨今です。その中で、できれば多くの人に関心を持っていただけるような観光農園、体験学習農園等の取り組みをぜひよそに先駆けてやっていくべきではないだろうかと思えますし、今細々と取り組みがなされているんじゃないだろうかと思えますので、その点行政としてお考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

広域農道は、産業道路であって、一方、地域の生活環境の改善にもつながってくる道路、また一方では、観光振興、そういった機能を持った道路というふうなことで我々は認識いたしております。

今、有機農業のことも言われましたけど、グリーンツーリズムとかブルーツーリズムとか、そういったことが叫ばれておりますので、この広域農道をそういった面で活用していくというのは課題であるというふうに考えております。

このことでは近々我々と民間の方が一緒になった組織を立ち上げてみたいというふうなことで進めておりますので、こういったやる気のある方には積極的に我々も協力をしていきたいというふうに思っております。

御質問のように、観光農園とか体験農園、こういったことを一緒になって視野に入れた振興策をまとめていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

ぜひ、農業面、漁業面の方、また、他地域の方と申しますか、奇抜なアイデアを持って組織化をしていただければと思います。

今、各学校でもいろんな体験農園と申しますか、芋づくりとか稲づくりとかされておるようですけれど、ぜひ教育面でもそういうふうな取り組みをやっていただきたい。もちろん今やっていただいているということだと思いますけれど、学力低下の時代というようなことも言われておりますが、情操教育的な面が今後大いに必要になってくるんじゃないだろうかと思えます。これは農業面ばかりでなく、少子化対策にもつながってきているような気がしますけれど、教育面であわせて教育長にお伺いしたいと思えます。どうして今結婚しない人が多いのか、親が悪いのか、社会が悪いのかわかりませんが、教育長の聡明なところでひとつよろしく願います。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

地域体験等を子供たちの教育の一環としてされるということについては、これはもう前から申しているとおり、ふるさとへの思いとか、あるいは勤労への感謝とか、そういう意味では大変大事な視点であるし、そういう子供たちがふるさとに愛情を持って残れるような土壌というのは義務教育の段階でつくっていかなければならない、そういう思いがある子供たちが一人でも多くなることによって、今おっしゃるような地域に定着する子供たちの素地が培われていくんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

国勢調査の数字の上からですけれど、未婚者の年齢層別の数字が出ておりましたので、拾ってみました。一番近いのが平成17年度ですけれど、35歳から39歳までの未婚者、男で27.9%、約28%、女性で13.1%です。私が生まれたころというのは余りにもかけ離れますから、昭和55年の調査を見てみますと、同じく35歳から39歳までの男性で未婚者2.8%、女性で1.96%です。それを鹿島市だけのことだろうかというような感じで、県全体を見ても余り比率的には変わらないという状況なんですよね。そういうことで、昭和55年には男性が2.8%、女性約2%、そう変わらないわけですけれど、平成17年の男性28%、女性13%、10倍になっているんです。もてない男性がふえてきたということじゃなかろうかと思えますけれど、どういうふうなことでこういうふうな傾向が出てきたとでしようかということでお伺いをしたいんですが、企画課長。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

御質問に答えんといかんとでしようけれども、統計資料として確かに数字そういうふうになっております。ただ、中身を細かく分析したことはございません。少子化の問題が今問題としてありますので、この問題も研究はしていきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

これについては関連してまたお伺いするかもしれませんが、一次産業の面での質問、答弁の中で、今果樹関係で、平成19年産がそろそろ収穫になります。そういう中で、果樹経

営安定対策事業が終了したということで、あとの補償じゃないわけですけど、補完としては果樹共済しかありませんというようなこととお伺いをしたと思いますが、市として特別なお計らい等のお考えは別にないでしょうか、平石課長。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

第1回目の御質問に御答弁申し上げましたですけども、果樹につきましては、議員申されました果樹共済、それからもう1つが、これも答弁申し上げましたように、ミカンも当初から生産者団体のほうで出荷の計画、需給の調整をやって全国で出荷をするという、市場に出荷をするということにはなっております。しかし、その結果がやはり一度に出荷が多かった場合には単価が下落をすると、そういったことから、それを加工用に振り向ける、そういうふうな措置、これが一つにはございます。この対策につきましては、市としての財源負担はございませんが、これは国、県の事業として行っていていただいております。

県全体での予算規模ですけども、はっきりした金額ではございませんが、19年度におきまして約1億円程度の予算にはなっているんじゃないかならうかと思っております。

議員から御質問の、これ以外に市としての支援ということはなからうかということですけども、現在のところはこの2つの制度の中で生産者団体の方で経営をなさっていただくと、そういうことで考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

わかりました。あと広域農道の周辺整備、広域農道と207号のアクセス関係で、いろいろお考えいただいていることはわかりました。

今現在でも実際交通可能な地区もあります。そういう中で、やはりできれば今でも、すぐにでもというような進入道路の案内板とか、というのは、特に七浦の場合、長崎本線鉄道と部落の入り口が交差している、入り口が下になっている、暗渠になっているというのですか、そういうふうなところで緊急車両、救急車とか消防車とか、地域の消防団が利用しているような小さいやつは大丈夫ですけど、やはり大きいやつが207号からは入られん、今の未完成の広域農道からは入らるっぱいとか、そういうふうな点があるものですから、できれば近々にでもそういうふうなところだけでも案内板等の設置ができないものか、お尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

この件につきましても、1回目の答弁の中で、全体的なことで申し上げましたですけれども、部落の進入口ということにつきましても、具体的に消防署のほうからもわかりにくいということを地域のほうにあったというふうなことがありましたので、これは案内板につきましては、いろいろと要望等が予想されますけれども、鹿島農林事務所のほうにはすぐにそのことを申し上げております。

それで、この案内板につきましては、やっぱり全体的なことであろうということから、設置の時期についてはまだ具体的なところの協議まではいっておりませんが、優先順位からいたしますと、このことは1番目に来るのかなという気がいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

続きまして、市町村合併の件についてお尋ねをいたしたいと思います。

今のところ、いつでも合併できるような準備はあるということですが、直近の佐賀県議会議員の選挙の際、やはり鹿島市と太良町で定数2というような中で、幸いか不幸か、鹿島市から1名、太良町から1名当選されました。そういう中でも、もちろん2人力を合わせて頑張っていたらいいものだと思いますけれど、七浦の太良町に近いところでは、やはり太良町から当選された県議さんへいろいろ話があったりというようなことがあっているわけで、やはり同じ1つの行政区の中で2人の議員さんということになれば、何か住民の方についても問題等——問題ということではないだろうと思いますが、いろんな気遣いもなかろうかと思いますが、そういうふうな点もあっております。太良町から断られとつとこれ、鹿島市がぜんぜん、合併しゅうかというようなことは必要ないかもしれませんが、そういうふうなところで部長いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

今隣接町とか隣接市の状況を考えてみますと、いずれも合併したばかりでございます、その合併した地域におきましては、その地域の一体化に一生懸命でございましょうし、そもそも合併はそれを双方が望んで、それぞれの自治体が困難を乗り越えてそこに到達するというような状況から見まして、まだ今は鹿島市としてはそういう時期ではないんじゃないかなと、合併は難しい状況ではなかろうかというふうに考えております。

それから、1回目の答弁の補足をさせていただきます。合併特例債は廃止をされております。ただし、その優遇措置を減じたところで合併推進債という措置に衣がえをされております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

合併の問題ですが、将来というのをどれくらいのタイムスパンでとらえるかということで大きく違ってくると思いますが、今現段階でということになりますと、ただいま唐島部長のほうからお答えしたとおりであります。

やはり鹿島の市民にはかなりまだ反発が残っているんですね。今それを私のほうから直接に申し入れをするという状況にはないと思っています。ただ、近い将来ということではなくて言いますと、行く行くはやっぱり県内も幾つかに統合されましょしね、あるいはその前の段階としてやっぱり隣町は宿命的にこれは、いろいろ言うたっちゃ隣ですからということなんですね。

実は、この前申し上げたかと思いますが、太良の岩島町長さんと一緒にゆっくり話をする機会がありまして、そのときもいろいろ言うても隣保班は隣保班やっけんと、だから、合併についてもいずれは考えにやいかんときが来るから、今何をすべきかということになると、まず基礎の部分として、お互いに友好交流を図っていこうということからやっぱり始めたほうがいいじゃないか、今できる最善のことはそれじゃないかということで一致しまして、まず職員同士の、例えば、一番初めは部課長ぐらいでいいですから、野球じゃいソフトじゃいしてみましょかと、そういうところから始めましょかということで話をしているところです。

そういう現段階で全然私もこの問題を放棄したということじゃなくて、現実的に今できること、将来としてはやっぱりこれは隣同士ということはどうせいずれかはということになりますが、それがいつになるか、それは先ほど部長が言いましたように、お互いの市民の気持ち醸成されたとき、あるいはいろんな何かのきっかけ、タイミングがあろうかと思えます。

それから、合併特例債のことでちょっと補足説明をしますと、合併特例債は合併の、我々も合併をやろうということでしよったときは、政府のほうは、これは何にでん使うてよかばいというような感じだったんですね。ところが実際終わってみると、合併したところの市町村長さんたちは非常に不満を口に出しておられるんですね。それは直接合併したがゆえに必要な施設とか、そういうものにかかなり限定されているようです。

もう1つ言いますと、合併特例債は非常に有利な起債ではありますが、合併特例債というのは充当率が95%、つまり10億円の事業をする場合には、まず50,000千円は手出しですね。95%、95,000千円は特例債の発行ができる。そして、95%のうち交付税措置率、つまり償還のときに国から交付されるもの、これが70%です。これ100%、なべて言いますと、

66.5%、10億円のうち665,000千円は国からもらう。そして、手出しが33.5%、66.5%なんですよね。ところが、18年度決算時に、それを見ていただければわかりますが、今鹿島市が起債発行しておりますが、その総額の交付税措置率は64.4%あるんです。有利な起債を我々は借りております。二、三年前までは50%台の半ばでしたが、今や64.4%、合併特例債と変わらんような内容の起債を我々は発行しているということです。

以上、補足としてつけ加えさせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

市長のお話を聞いて安心しました。太良町が嬉野市と飛び地で合併すつとやなかろうかにゃという心配もしておりましたので。

続きまして、保健・医療の件でお伺いをしたいと思いますけれど、医療機関の診療科別の数なり調べていただきましたけれど、その中で鹿島に何が不足しているか、岩田課長にお伺いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

何が不足しているかということですが、現時点で不足しているという考えは今のところ持っておりません。ただ、問題があるのは、小児科の先生ですね。小児科の先生が非常に御高齢の方が多いいということです。ここ四、五年で非常に厳しい状態になるんじゃないかという危惧を持っております。そこら辺のことをどうしていくかというのが今後の課題じゃないだろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

少子化に一番肝心な小児科の先生が御高齢だというようなことのようにですけど、今太良の町立病院には小児科ができたんじゃないかなと思います。その辺の連携はどうなっているんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

太良の町立病院には小児科の先生が2名たしかいらっしゃると思います。それから、近辺

を見てみますと、嬉野医療センター、ここには小児科の先生が5名さんいらっしゃいます。特に嬉野の医療センターについては、365日、24時間体制で小児科の先生が張りついておられるという状況になっております。

それからもう一つは、今年度からですけれども、うちの休日急患センター、ここには佐賀大学の医学部の先生が第2、第4の日曜日、これに勤務をしていただいております。

以上のようなことで、太良町立病院との連携というのは直接的に私たちが介入しておりませんので、存じ上げておりません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

太良の町立病院にも鹿島市民も行かれていいと思いますよ。もう一つは、実は昨年この問題で鹿島の医師会の会長さんと私、佐賀大学医学部のほうに出向きましていろいろ御相談を申し上げております。ちょっときょうの段階ではまだ公表できませんが、先日も会長さんとお会いして、まあ、前進というふうな方策を今2人で話し合いをしているところです。恐らく12月議会ぐらいまでにはいい方向で報告ができればなというふうには思っています。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

よろしく願いいたします。

続きまして、ドクターヘリの件で、さっきも質問の段階で申し上げましたけれど、私もドクターヘリに1度だけ遭遇しまして、本当にそのヘリポートというのは大変だなということを感じました。というのは、何でその現場に消防自動車のおっとかねと思ったわけですよ。それで、消防自動車が、私が現場に行ったときはドクターヘリはもう着いておりましたから、わからなかったわけですけど、消防自動車は、何というですかね、ほこりを抑えるための散水活動をしていたというようなことですよ。それで、今度は飛び立つとき、離陸するとき物すごい風じんというのですか、風による土ぼこりがひどいんですよ。そういうことを現実に見まして、これは普通のアスファルトかコンクリートの上じゃなかぎにや、ほんなごて周りに風によってほこりが物すごい範囲で流れていったという記憶があるもんですから、その辺のヘリポートが高津原と母ヶ浦のグラウンドだというようなことをお伺いしましたけれど、何か芝でもですね、芝生にしておけばそういうのも少ないのかなと思いました。塩田のあの現場は普通のグラウンドですから、サッカーをしたりなんかするグラウンドで、芝が生えているわけでもなかったもんですから、物すごかったんですね。そういうようなことに対しての対策とかというのはないんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

それこそ松本議員も初めて見られた、私まだそういうとは見たことがないですね。というぐらい頻度が低いもんですから、今の財政状況でそこまでというわけにはまいらないというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

本当に現実はそのごとくだと思います。頻度が少ないというのは利用率が悪いというか、そこまで重症患者が少ないということだったら幸いですけれど、その条件、ドクターヘリ要請条件というのがあるかと思いますが、そこはどうなんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

まず、ドクターヘリを要請する場合は、こっちでいいますと、杵藤地区の事故があった現場ですね、救急患者が発生したところから杵藤地区の消防本部のほうに連絡があります。それで、消防本部から救急車なりが現場に行きまして、患者さんの容態あたりを確認しながらドクターヘリの指令室、これは久留米医大のほうにあるようですけれども、そちらのほうに要請をするという形になっておるようでございます。

それで、ヘリが出動要請の基準というのがございます。まず第1点が、生命の危険が切迫しているか、そのような可能性がある患者がいるとき、それから、重傷の熱傷、やけどですね、それから多発外傷で、四肢切断等の特殊救急疾患の患者、それから、救急現場へ緊急処置に医師を必要とする患者、それから、長時間の運送が予想される重症患者、この4点がドクターヘリの出動要請の基準になっておるようでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

それでは、今の条件にかなったのがさっき答弁いただいた鹿島で2件、杵藤管内で6件ということになるわけですかね。——はい、わかりました。

再度、少子化のことでお伺いしたいと思います。

これは、やはり子供が多くなればよいということじゃなかわけですけれど、今さっきも病

院についても御説明がありました、自分たちの生活のためにということが多いというようなこともあろうかと思えます。いつかも先輩議員が御質問をされていたんじゃないかならうかと思えますけれど、どうしても産めない、今の時点では子供が産めないからだというようなことでは、何とかその対応をしていただきたいというようなこともありましたし、また、家庭的な問題もあろうかと思えます。ぜひこの少子化問題等について教育の現場から、またいろんな方面から子供たちが鹿島には、結婚はせんばってん子供は産んでよかばいということはないかならうかと思えますから、ちゃんと結婚もできて子供も2人が3人ぐらいにないよっぱいというような、こういうことを言いますと、議員が示せということになりますと、だれかにも当たるわけですが、ぜひそういうふうな環境になるような行政指導もしていただきたいということでお願いをして、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

以上で3番議員の質問を終わります。

暫時休憩します。1時50分から再開いたします。

午後1時39分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

11番議員中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

11番議員中西でございます。一般質問をいたします。

私の今回の一般質問は、当面する市政の課題についてであります。

1つは長崎本線の問題、もう1つは公益通報制度の問題であります。

初めに、6月議会での私の質問に対して、企画課長から答弁がっております。これは前回、市長初め政府・与党のプロジェクトチームへの陳情のことです。

私は、一身上の都合で行けなかったということを申しておりますが、企画課長の答弁を見ますと、長崎本線の存続期成会の会則を御存じのとおりJRの経営分離に反対をし、存続をさせるという趣旨を御理解いただけなかったのかなという意味で私の一身上の都合をとらえられております。

6月議会において、その他市長の答弁なり検証するといえますか、改めて確認する事項がございますので、具体的に一つ一つ質問をさせていただきたいと思えます。

まず、不同意であるということが1つ、6項目の確認事項が1つ、次に、着工条件の見直し、あるいはリフレッシュ・かしまの活動について、あるいは今回の事業の再評価について、あるいはアンケートの調査結果について、今回の市長の演告の中でありましたことについて具体的に御質問を申し上げたいというふうに思えます。

私は、6月議会において、はっきりとしっかりと意見を言う、そういう議員活動をしたということ、ということで今回立候補いたし、当選をさせていただきました。もう1つは、地方の分権時代に入り、まず自己決定、自己責任、自己負担という地方が主役になる、そういう時代がある。当然首長としての権限も強くなるわけであります。

私は、今回の市議会議員選挙は予算権をとることが私の仕事ではありません。市政の予算のチェックをすること、あるいは執行状況をチェックするのが私の役割であります。

私は、この地方分権の時代を迎え、首長の権限が強化されていく、そういうときにおいて、議会人として、あるいは議会総体としてどのようにこの強化された首長の権限についてチェックをし、そして、予算の執行をチェックしていくか、どれだけできるかが今回の私の市議会議員としての問題であります、課題でもあります。

そういう中において、今回、市議会4年の任期の中で、やはり私自身この長崎本線の問題を解決なくして鹿島の発展はない。鹿島の未来人の幸せづくりはない、そのように私は理解をしております。

ですから、今回の選挙におきましては、具体的に自分のマニフェストを上げて選挙を戦ってきたわけであります。これは6月議会に十分私自身の立場を説明したところであります。

長崎本線の県営分離等の問題を含めたことについては、私の立場をまだまだ理解していただいていないというふうに思います。あえてここでもう一回自分の考え方をはっきりさせておきたい、そのように思います。市民の皆さんの応援を受け、そしてこの議場に立つことは、応援をいただいた皆様への約束であります。あえてもう一回自分の立場を申し上げたいというふうに思います。

6月議会の答弁の中で、中西裕司は新幹線推進派であるという前提のもとに答弁をいただいております。6月議会でも申しましたが、私は新幹線建設推進派ではない、賛成派ではない、私はそのように申しております。以下、次の理由です。

鹿島市が新幹線問題を含めて長崎本線の問題が出てきたときに、まず最初の流れから言いますと、井本知事時代に鹿島市長は「検討に値しない」という返事をされております。そのとき私も議会に所属をしておりましたが、十分な御説明を聞いた覚えはない、そのように思います。後で県のほうとの勉強会をする中で井本知事の意向を聞いた覚えがあります。1つは、鳥越峠に県道嬉野線をつくる際、トンネルを掘るということや、嬉野温泉駅が新幹線の駅としてできる場合は、鹿島嬉野温泉駅と、そういう名称でどうだろうかというようなことも知事はおっしゃったというふうに私は聞いております。その後、政府・与党の基本スキームがそのために流れたことがあります。いわゆるその他の新幹線ということで北陸新幹線には少し間を置いた、時間を置いた処理の仕方になったのではないかなというふうに思っております。

私は、新幹線の必要は認めます。新幹線の必要性は私は申しております。と申しますのは、

九州は丸くなります。現在、鹿児島新幹線が全面開通を目指して事業が進捗しておりますが、鹿児島新幹線が開通したときには、時間的な観念として、今まで九州は長方形でありました。それが鹿児島ルートが開通することにより、時間的には福岡～長崎、福岡～鹿児島という観念でとらえてみますと、ほぼ同じぐらいの時間帯になるようでございます。ということは、九州が丸くなるということでもあります。情報や人の流れや物の流れが鹿児島対長崎、福岡、熊本、鹿児島のルート、福岡、佐賀、長崎のルート、これが対等になってくる、そういう時代になるわけであります。だから私は、西九州として佐賀、長崎の地域的なものを生かすためには、どうしても新しい高規格の新幹線が必要だと、そのように考えているわけであります。そうすることが西九州の発展に大まかな意味合いで発展につながっていくと、そのように私は理解をしておるわけであります。だから、私は新幹線については必要であると、そのように考えています。

新幹線が必要なことと今現在、私自身が新幹線を推進しているということではありません。国会議員であったり県会議員であったりすれば、それは当然新幹線推進、あるいは反対と明かにして、そして国民に、あるいは県民に自分の考え方を伝えるべきであります。でも、私は市議会議員であります。やはりふるさと鹿島の将来の発展をいろんな方面から検討することで私は議員としての立場で議員活動をせねばなりません。お手上げの状態から最初から新幹線推進ということは、私は一度も言っておりません。また、それは言えません。やはり新幹線が推進される、あるいは新幹線が問題となったときにはJR九州は在来線の経営を分離する、そういう表明をなさっておるわけであります。私はこの経営分離されることによって鹿島市が将来どうなっていくのか、それが気になっておるわけであります。

市長は、先人の方の努力を無にできないと。みんなそうです。私だってそういう思いはあります。また、鹿島の未来人の幸せづくりのために私は選挙戦を戦ってきて、その旨を申しとおるわけであります。それぞれ鹿島の将来における上り口は違うかもしれん。でも、山の頂上は鹿島の将来の発展なり、そこに住む鹿島の未来人の幸せづくりであります。手段や手続、あるいは考え方の戦術として、あるいは戦略として、物事が私と市長は違います。市長は県の提案について検討をされました。第三セクターの案なり、あるいは新幹線の費用対効果なり、あるいは県が振興策と示しておる湾岸道路の問題や、あるいは鹿島武雄道路の問題等について、市長は県とのテーブルに着いて協議をなさってきたところであります。その結果、いわゆる不同意という結論を出されたわけであります。

私自身も議員としてうかつだったんですが、よく理解していないところがあって、反省をせねばならないんですが、不同意という結論を出される前に、私は議会人として県が申しとおる県の振興策だけではなくて、鹿島市が、あるいは鹿島市の市民の要望をまとめ上げて、そして、その振興策を検討する後に不同意なら不同意、あるいは同意なら同意、そういう結論を出してほしかったなというのが私の今の心境であります。

新幹線推進といいますと、何も鹿島の将来のことを考えないで経営分離され、そして、何も残らない、そのようなことであります。ですから、私は新幹線の必要性は認めるが、さまざまな鹿島に起こってくる諸問題をじっくり県や国、あるいは市民とともにじっくり考えていただいて、その中で結論を出すべきだと、いまだに私もそう思っております。したがって、市長においても再協議のめどはないんですかということをおっしゃるわけでありまして、もう一回市民の皆さんの、あるいは市民の諸団体の、利益団体の御意向を改めてもう一回踏まえて、そして結論を出しても遅くはないのではないかな、そのように思っておるわけでありまして。市長の見解を改めてお聞きをしたいというふうに思います。

次に、6項目確認事項の件でございます。これは平成17年8月末までに不同意という結論を出しておるということであります。これは6項目の確認事項にあるわけでありまして。不同意という結論を出した後、まだなぜこの6項目の確認事項にこだわられるのか、私にはよくわかりません。いわゆる6項目の確認事項の効力の問題であります。いつまで期限があるのか、期限がないのか、いわゆる確認書の取り決めをされたときから不同意という結論を出されるまでは、この6項目については県も市も十分遵守をしなければならない、そのように思いますが、6項目において結論を出した以上は、その他の項目についてもいつまで期限が続くのか私にはわかりません。

また、私自身この6項目の解釈をめぐっては常に申しておることがあります。県や市が企画した地元説明会等は、それは県と市で十分連絡をして調整をしてやるべきだ、これはそのとおりであります。ただ、市民や市民の団体が企画運営していく自由な学習会にしる、講演会にしる、名はどうか、鹿島の将来について市民が行おうとするときには、私はこの6項目違反ではないと思います。

市長は、リフレッシュ・かしまが主催された学習会においては出席をされませんでした。主催者は最後までその機会を待っておられたと思いますが、逆に市長は今回の所信の表明の中で6項目違反として市長の出席をいかなるものかと問いただしをしておられるのが現状だと思います。

ある一方ではそう言いつつも、ことし3月の青木議員の質問に対して、自分も案内があれば出ていってよろしいということをおっしゃっております。これは具体的に議事録をすべて読めばいいんですが、そのようなことも必要なかろうと思っておりますので、そう思います。ですから、6項目について改めて、今の膠着状態は前提としてあるわけですが、県と市でこの6項目の中身についても改めて検討されたいかがでしょうか。どうしても私たち市民、あるいは私議員としてそのような不都合を感じております。なかなか我がまちふるさとの鹿島の将来について、市民が勉強する機会や講演会を催す機会、そのようなことが何もできない。これもしてはいけない、あれもしてはいけない、そういう状態であろうかと思っております。御意見があればお聞きをしたい、そのように思います。

念のため、リフレッシュ・かしまの活動について、私は御案内をいただきましたが、あくまでも鹿島の発展を考える会として、市民に対してなかなか情報が流れてこない中で鹿島の将来に不安を持つ市民が多いことから、知事、市長を招いて鹿島の発展について自由に意見交換する場、そのように私は考えておりますが、これも6項目の県との調整ができなかったということで市長は出席がされておられません。改めて御質問を申し上げたいというふうに思います。

現在、政府・与党のプロジェクトチームにおいては、新幹線問題、並行在来線の問題含めて、着工条件の見直し等の話がされているところであります。

今回の市長の演告の中で、この着工条件の見直しについてかなり高いハードルがあるという御指摘を具体的にされました。その中で1つ疑問な点が私にはあります。知事が沿線市町の同意がない限り合意しないという約束をしたということがあります。これは国の政府・与党が沿線自治体の同意がなければ着工しないというのが国の1つのルールであります。もう1つは、知事がそのように言ったということで2つ目のハードルがある、壁がある。国が1つ、県が1つだ、そのようにおっしゃっておりますが、知事はこのように記者会見や、あるいは議会での坂口議員の質問について、これは平成7年の6月21日、19年の6月議会の坂口議員の質問に対して知事が述べたことでありますが、今のルールでは、皆さん方の同意がなければ、くい1本打つことができないようになっている。知事がくい1本打たせないと言ったわけではありません。その当時のルールが、くい1本打つことがないようになっている、そのように知事はおっしゃっておるわけでありまして。これは市長と知事の佐賀新聞の紙上の討論でもそうでありまして。はっきり知事はくい1本打たせないようになっている、そのようなことをおっしゃっていると私は理解をいたします。市長の見解をお伺いしておきます。

もう1つ、予算が3年間使われないうまま現在の事業が凍結をしております。事業の再評価について、市長は今回所信の中で述べておられます。私もこの事業の再評価について、インターネットでとってみました。確かに市長がおっしゃるように、事業の再評価について、平成10年度以降公共工事の再評価についての問題があります。ただ、ここで確認できるのは、もちろん国土交通省の再評価制度であります。その再評価は今回の西九州ルートについては6年目の予算要求のときとなると思います。長崎ルートの事業採択は平成17年度です。20年度の予算は10億円云々の形で概算要求されておりますが、4年目となります。したがって、平成20年度の予算が再評価の対象になるということはないと。対象となるのは平成22年度であると、そのように私は理解をいたしますが、この再評価制度について、確かに平成10年度より公共工事全体の見直しの中でそのようなことがあることも私も今回初めて知ったわけですが、そのようなことです。改めて市長の御意見をお聞きしたいというふうに思います。

また、細かいことはありますが、これは第2回目の一問一答に回したいと思いますので、とりあえず今の件について御答弁をいただければ幸いです。

第2項目めに、公益通報制度について上げております。

これも6月議会で公益通報制度についての御説明をいただいたところであります。鹿島市として、この公益通報制度についてどのような取り扱いをされようとしておるのか、あるいはしたのか、それをお聞きしたかったわけであります。

担当課長によれば、まだそこまでは準備が行き届いていないということですが、そのほかの自治体においては、条例化なり、あるいはこの制度を生かした手続なり、そういうようなものを決めておられます。ぜひ今の現状なりのお知らせをいただければなというふうに思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

それでは、中西議員の御質問に私のほうからまずお答えをしたいと思います。

この並行在来線の長崎本線を守ろうという運動は、議員御存じのとおり、もう長い年月を経てきております。この間でいろんなことがあっておりますので、今だけの時点を切り取って考えるというわけにもまいりません。その中で本日の質問に対して若干私のほうからお話をいたしますと、まず、言われました、検討するに値しないという話があったということですが、それは三セクの運行案についての話だと思っております。新幹線の問題が検討するに値しないという話じゃなくて、第三セクターの運行案の佐賀県と長崎県とJRでつくったという案を示されたときの話が検討するに値しない。これは今の事務方のほうでも確認ができているところでございます。前のは確かに検討するに値しないとはまは言いませんけれども、なかなか難しい三セクの案であったと。だから今度はもう少しましな案を出しましたというようにございまして。

それから、不同意の結論についてですけれども、確かに17年の8月30日に不同意の結論を出しております。これを改めて一たん引っ込めてということになるかもわかりませんが、諸団体の意見を聞いてはどうかと。これは県のほうからも言われております。市長が7日の日にもお話ししましたように、このことを期成会、鹿島市に求めるならば、県も県の新幹線推進という立場を一たん引っ込めて、県民の意見を聞いて判断をするという立場に戻ってほしいというふうなことで、事務レベルでもお話をしているところでございます。

それから、6項目の確認事項がもう効力を失ったんじゃないかという話をされております。これも平成8年以来、県と期成会との協議がとまっているのを再協議しようという話になっ

たときに、お互いが公平な立場で話をするためにはどうしたらいいだろうかというようなことがありまして、この長崎本線、並行在来線の問題を話していくには1つのルールを決めようということを書き出したものが6項目の確認事項でございます。したがって、今後また、これがもし効力を失効したと、失ったというのならば、改めて何らかの確認事項、文書確認をやった後でないと協議が始まらないということになるかと思っております。

17年の8月30日に結論を出した後に、副知事、それから知事が続けて鹿島のほうにおいてになったときに、この6項目の確認事項の取り扱いについて、市長とトップの会談をされております。そのときに、今後新幹線の話、この並行在来線を含めての話ですけれども、やるときには、この6項目を生かして、この6項目の精神を生かして話をしましょうということになっております。

それから、プロジェクトチームの動向ですけれども、確かに5月30日に1回、与党のプロジェクトチームが開催をされております。そのときには、各県から意見を、現状を聞かれたということでお聞きしております。第2回目を参議院選挙の前にやろうということでしたけれども、実際第2回目はまだ開かれていないというふう聞いております。したがって、長崎本線のこの並行在来線の取り扱いについて議論が始まったということはまだないと思っております。県内国会議員の方が要望として言われているという話をマスコミ情報として聞いているところでございます。

それから、ある団体がお示しになられた団体の勉強会につきましては、6項目の調整をしましょうと県のほうに申し出ておりましたが、県のほうとの調整ができませんでしたので、これは参加ができませんでした。このことはこれまで鹿島市議会もそうでしたけれども、幾つもの団体なりから勉強会でもやったらというようなお話を私たちは受けました。そういった中で、一貫してお話をして御理解をお願いしてきたのは、県との6項目の確認が今壊れた状態にあるから、これを再確認してからでないと出席が佐賀県のほうもできないだろうし、私たちのほうもできないというふうなことでお答えをしてきたところでございます。

民間の勉強会について、自由にやれるようにしたほうがいいんじゃないかという御指摘でございました。これにつきましても、佐賀県のほうとこの6項目の協議をいたしましたときに、一方の説明だけだと誤解を生じるときがある。説明は十分されたんでしょうけれども、受け取った方で誤解が生じる場合があるということで機会均等に話すことでやりましょうと県のほうと話をしております。団体のほうに縛りをかけているんじゃないかと、佐賀県と期成会のほうで確認をしたルールでございます。

それから、くい1本の話がございました。今、くい1本ということで県議会のほうに検索をかけますと、多分12件ぐらいのことが出てくるかと思っております。2005年6月29日から2007年の2月の定例会まで、私が調べたのでは12件出てまいりました。この中ではっきりこのくい1本が打てるか、打つことができるかというような見解を示されたことはなかったかと私は

思っております。ただ、平成16年12月16日、古川知事が鹿島市長に当てた書簡のとおりというような表現が何回か出てまいります。これの中では、「今後沿線市町と県との協議が誠意を持って進められていく中においては」という前置きを置いて、「県としてもすべての沿線市町の同意がなければ工事着工を認めるつもりはありません」という書き方がされております。合い中を抜けば、県としても認めるつもりはありませんと、県の主体的な言葉で書かれているものだというふうに理解しております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず議員は冒頭に、地方の時代というのは地方自治体の自己責任において自己決定をする、これが尊重されなければいけないという趣旨を申されましたが、まさしくこの問題については、鹿島市は一地方公共団体として自己責任において自己決定をいたしました、不同意であると。これは何人といえども尊重すべきであります。仰せのとおりです。

それから、自分は新幹線建設推進派、賛成派ではないと申されたわけではありますが、これは私は率直に言いますと、そういうふうに口で言っておられることと実際やっておられることが、どうもちぐはぐのようになります。どうもじゃなくて全くちぐはぐのようになります。

昨年の市長選は何やったっでしょうかね。中西議員の主張に対して新幹線推進派が全部応援されたじゃないですか。だから、それは私にはそういうふうには思えません。

また、建設推進派ではない、賛成ではないと言いながら、必要性は認めると、ここがわからないんですね、私は。私が鹿島市が経営分離に不同意をしたという、いろいろ項目別ありますが、大きく言いますと、1つは、新幹線長崎ルート必要性を認められないということなんです。これは県民の多くもそうです。この前の新聞アンケート、86.3%の鹿島市民も長崎ルート必要じゃないと、アンケートの結果答えているじゃないですか。だから、私はこの必要性が認められないということが経営分離の同意をしないということの理由の1つ。もう1つは、経営分離をされたら、あるいは今の三セク案、こういうものでは鹿島市は将来疲弊してしまう、大きくはこれなんですね。2番目はともかくとして、必要性は認めるが推進ではない、賛成ではない、このあたりがどうも私にはわかりません。

それから、市議会議員だから賛成、反対を言う必要はない、国会議員でも県議会議員でもないから、このあたりもちょっとよく説明をまたお願いします。

それから、再協議のめどはないのか、これはあると言っているんです。何回も議会でも言っているじゃないですか。だから、6項目のもう一遍再確認をしましょうということなんです。これができたらいつでもやりますよと。私は県に対しても、議会でも、市民の皆さんに

もこれはいつも言っていることなんです。

それから、結論をもう一度出し直すべきということではありますが、これは冒頭私が言いましたように、県は自分が推進ということは、その結論は引っ込めないで、一方的にこちらだけ不同意という結論を見直せと、こういう言い方はない。むしろ、中西議員は鹿島市議会議員だから、県にそれをまず言うべきじゃないですか。県のほうこそ、もう一回結論を引っ込めて、そして鹿島と、鹿島市長もそれならばこっちも引っ込める用意があると言っているからそうすべきじゃないかと、県のほうに言うべきじゃないですか、鹿島市議会議員として。

（「推進ですか、分離ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

申し上げます。会議規則第49条の規定により、発言はすべて、議長の許可を得た後に発言をお願いいたします。

○市長（桑原允彦君）続

経営分離に不同意という結論。

それから、結論を出した後に何で6項目を言うのか。これは引っ込めるべきだと、これはまさしく県がそういうことを内々言っておられるんですね。ただこれは、先ほども課長が言いましたように、知事も了解済みなことなんです。2年前の経営分離に不同意という結論を私は知事さんのところに持って行きました。その後、この6項目を基本にして今後も協議を続けると、これはまた知事さんと私とのちゃんと確認をしております。

それから、リフレッシュ・かしまの欠席のことではありますが、これにちなんで青木議員の質問には去年、自分に案内があれば出席したのにと、これは当然ですよ。何で今ようになったかということです。青木議員の質問のときの、あれは2年前の10月ですか、あのときに県が約束を破って自分たちだけ出席をされたから6項目違反じゃないかという問題が出てきたんですよ。その後は6項目のもう一遍再確認をしましょうということです。ずっと今まで来ているんです。その再確認ができないならば出席できないじゃないですか。あの時点まではまだ約束を破られておりませんでした、あの前までは。（「それは私は訂正します。市長、それ違います、答弁が」と呼ぶ者あり）

それから、中西議員は、私は案内をもらったのでリフレッシュ・かしまの会合に行った。確かに案内あったでしょう、私は案内状を見ておりませんが。ただ、代表の方を含めて3名、私のところに、それも案内といいますか、出席依頼に見えられたときに、鹿島市議会議員も3名、自分たちのメンバーに入っておられますと。そのうちの1人はあなたの名前、ありましたよ。だから、案内をもらったということじゃなくて、会員だから行かれたんじゃないですか。

それから、着工条件の見直しの中で1つ疑問の点があると。私は演告で申し上げたことですね、幾つも。1つ疑問があるということは、ほかは疑問ではないということと受けとめさ

させていただきます。その中で沿線市町の同意がない限り知事は同意をしないと。これは、1つは、先ほど課長が言いましたように、文書で私たちの同意がない限り県は同意しませんということを書いてありますし、また、今の古川知事さんが4年前に就任をされて、その年の秋だったと思いますが、私、知事公舎に呼ばれまして、協議を再開してくれんかという依頼をされました。そのときに2つ条件といいますか、約束をいたしました。1つは、今までの新幹線論議の中では、もう新幹線ありきで話が進んでしまっている。そうじゃなくて、費用対効果とか経済効果とか、こういう長崎ルートの有効性についてまず議論をゼロからやり直しましょうと。もう1つが、前の井本知事も、私たちの同意がない限り自分は同意をしないとということを言ってくれました。したがって、古川知事さんもそのことを約束してくださいと申し入れをしました。それはわかったと、その2つ、約束はもともとあったんです。私たちの同意がない限り、知事は同意をしないと。こういう約束をちゃんとしているわけであります。

そして、くい1本打たせないということではありますが、これは新聞にも当時載っております。それから、私にも電話でそのことを言われました。

またもう1つは、さっき課長が申し上げたことと加えて、私は何遍もくい1本打たせませんと言っておられますという言葉がこの議会でも言ってきましたし、市民の皆さんにも説明してきました。すべてこの新幹線問題で私が発言をしたこと、これは全部県がチェックをしておられます。逐一ここは違う、ここは違うと指摘されるんです。ところが、くい1本打たせないと言われましたということは、1回もそういう訂正の抗議はないんですよ、こんな大事なことを。それは県もくい1本打たせないとすることを認められとったから、私に対して訂正はなかったんじゃないですか。私はそう思っています。

それから、事業の再評価について。これは、私は5年を経過したものについてはこうでありますということを申し上げております。（「議長、ただいまの市長の答弁について異議あり、1点。事実と違う答弁であります」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

まずは答弁をお願いします。北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

公益通報についてどう対応しようとしているかということでございますけれども、来年の1月1日の要綱制定に向けて、ただいま準備中であります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの谷口議員のあれは動議ですか。（「動議で扱っていただいて結構です」と呼ぶ者あり）

ただいま谷口議員の動議提案がありましたが、賛成の方は御起立をお願いします。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩。

午後 2 時 40 分 休憩

午後 3 時 2 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

それでは、第2回目の質問を以後、一問一答式でお願いをしたいと思います。

竹下課長にお聞きしたかったのは、私がこの前の陳情事に一身上の都合で行けなかったということを言っているんですよ、私はね。それを自分の先入の考え方をおっしゃっているわけですよ。その点について、課長としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

6月議会の答弁のこと、それから東京に要望活動に行くときの答弁のことですよ。

あの時点で申したとおりで、それ以上でもそれ以下でもございません。（「おいおい、それは大変なことだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

普通私はこういう議事録を改めて読むということはないんですけども、今回長崎本線の問題を上げましたので、改めて議事録を読みました。

その中で、私は一身上の都合で、要するに陳情と一緒にいけないということを言っているわけですよ。ところが、竹下課長の答弁によると、長崎本線の存続期成会の会則を、御存じのとおり、JRの経営分離に反対をし、存続をさせるという趣旨を御理解いただけなかったのかと思ったからね、そういうことを言っているんでしょう。（「その前から」と呼ぶ者あり）その前に何がありますか。——じゃあ、いいです。

そしたら、そのときに私は行けなかった、一身上の都合で行けなかった。東京のプロジェクトチームへの陳情事があったと思いますが、その御報告が具体的にあってないなあというふうに思いますので、この場でどのようなことであったのか、御報告をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これまでもそうですが、国は一貫して地元で調整をしてくださいという御返事でした。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そういうことなのでしょう。今まで私も市民の知る権利という問題について、6項目の関係の問題、あるいはこういう市長の市政の報告、例えば、佐賀県はホームページあたりにも時系列的に非常に詳しく載せていらっしゃると思います。鹿島のホームページを見ますと、なかなか更新がされないという事情があるようでございますが、情報をオープンにする、それが市政のオープンにもつながりますし、不正をなくすということにもつながってまいります。

今、ホームページの取り扱いについて、かなり各地方の団体との差があるようでございますが、長崎本線の分離の問題を含めて、ホームページにはどの程度、どのような形で取り扱っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

広報活動のことだというふうに思い、答弁をいたします。

長崎本線の広報につきましては、議員御指摘のとおり、佐賀県に比べて非常に不十分な部分があるかと認識をしております。この点につきましては、できる限り情報の提供をホームページのほうにもしていきたい。それから、市報のほうでもしていきたいというふうに思っております。

ほかの鹿島市のホームページにつきましては、企画課のほうを担当しております。これは情報の提供、市報とあわせて、ほかと遜色のないようにやっているものだというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

市民の知る権利を大事にすることが市政運営の基本的な条件であります。情報はオープンにするようにひとつよろしく願いをしておきます。

市長、先ほどから6項目の確認の問題と市民の知る権利の問題、今までこればかりで、本当に市民の中に十分、例えば市長が不同意をされた後も、じゃあ不同意になったと、その後鹿島はどうなるんだろうかと心配されている人たちがやっぱりおるわけですね。その中でいろんな話し合い、勉強会をしたいと思う、でも6項目に違反してはでけんよと。市長が、いや、調整がつかんやったということであれば市長も会議には出てこない。あるいは知

事は新幹線推進派の会合には出て行って、あるテレビ局のことには出てこないというようなことを今度の演告でもおっしゃっているわけですね。そういうことのお互い言い争いをしているという感じが我々市民からはうかがえます。なるべく早いうちにですよ、いわゆる1回結論を出した、不同意という結論を出した。その後、県はそうじゃなく、市ともう少し協議できませんかと、協議をしようじゃないかと。そのときの見直しとしては、6項目の見直しを含めてするようなお話を先ほどされたと思いますが、そういうことであれば、まずそのことが先じゃないかなという気がします。

心配しますのは、この前、演告の後にですね、翌日の読売新聞なんか見ますと、ゼロからやり直すようなことを市長が言ったようなことも書いてあるんですよ。そうじゃないでしょう。じっくり読んでみると、そうじゃない。演告の控えを見てみると、そういうことはおっしゃっていない。いわゆる推進を引っ込めれば、不同意も引っ込めるよということなんですね。それをおっしゃっている。

不同意を引っ込めるから新しい条件、振興策等について議論をしようというふうには市長はおっしゃっていないですよ。だから、早急にこの6項目の項目について、やはり県ともう少し具体的に詰められたらどうでしょうかね。（「詰めよるさい」と呼ぶ者あり）詰めよると言うけれども、それが一つも市民にわからないから、いつまでもたっても問題が先に進まないということですが、市長の所信をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

6項目の確認、これはやっぱり基礎です、この話し合いのですね。そして、この約束をもとにして今後の協議を進めていきたいと思いますというふうに県との間で約束をしているものがあります。したがって、こちら側はこの確認事項の違反をされたじゃないかということをおっしゃるわけでありまして、こちら側はこの確認事項の違反をされたじゃないかということをおっしゃるわけでありまして。

この前、リフレッシュ・かしまさんから申し出があったときにも県の方にですね、リフレッシュ・かしまさんという団体から両方出席してくれという申し入れがあったと、これを機に6項目の調整を早くやりましょうと、また私から提案したんです。

それから、それまでは極端に、今まで2回ぐらいだったですか、違反をされたというようにこちら側は指摘しているわけでありまして、今までのことについて陳謝をしてくださいと、そういう意味のことも事務レベルでは言っているんです。ところが、今回のリフレッシュ・かしまさんからの申し出を機に、そういうのもこっちは引っ込めますと、もう今までのことはよかですたいと、こっちは言いませんと。ただし、今後はちゃんと約束を守りましょうと、それを言ってくださいと。それを言うだけであれば、いつでも再開できるじゃないですかということをおっしゃっているんです。ところが、それに対しても県は応じられないと、こう

いう実情なんですね。

それから、もう1つの問題ですが、結局、私が演告で申し上げましたのは、県は推進という結論を持っておられる、私たち鹿島市は経営分離に不同意という立場、結論を持っている。協議、協議と言うけれども、結論はお互い譲らないということを前提に今なっているんですね。何も協議をする意味がない。そうであるならば、やはり県も新幹線推進ということを一たん引っ込められて、着工区間から外れられて、そして、またゼロから話をやり直しましょうということであれば、県がそこまでされるならば、こちら側も同意しないという結論も引っ込める用意がありますよということを言っているんです。

もしくは、これは江北町長さんとも話をしているわけではありますが、今後、公開討論会の申し込み、各地区でということをこちら側からも言っております。それもまだ県は応じていただけませんが、この公開討論会もどちらも結論を出していますということでもありますから、これも本当は何の意味があるかということになるんです。しかし、公開討論会をやった後に、もう一回県民の世論に問うと。新幹線ルート、長崎問題をですね。こういうことをしないと討論をする意味がないじゃないですか。県民が知りたいということに対しては、それは意味がありますが、県と私ども期成会の間での話し合いの折り合いというものにとっては意味がないでしょうものと、こういうことを言っているわけでもあります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

県と期成会の確認事項については、今市長言われたように、お互いに努力してください。ただ、その結果は、市民の知る権利を剥奪したり、あるいは情報をオープンにしたりしないということがないように、今後の市政運営については気をつけていただきたいなあと希望を申し上げておきます。

もう1つ、これは、くい1本打たせないようになっているということですね。知事が言ったか言わんかということももちろんですが、鹿島市から見れば、国が申し合わせ事項として沿線自治体の同意を必要としているということですよ。もう1つは、県が、知事がそれを、約束を守ると言ったようなとらえ方であると。くい1本打たせないと知事は言ったよということを今回、この前の答弁ですかね、そういうのにあります。

ただ、佐賀新聞での知事と鹿島市長との紙上討論会によると、くい1本打たせないようになっているということを言っていると、そのときは。県議会での坂口祐樹さんの質問に対しても、知事はそのように答えておられる。そこにちょっとお互いの理解がないのか、誤解なのか、よくわからない。ただ、私が今回調べてみると、微妙にとらえ方が違う。それは、市長は確かに知事といろんなところでお話をされますから、それ以外のことで、いわゆる知事は約束をしたという結論を出されるかもしれんけれども、くい1本打たせないという問題に

ついてはどのように理解されておるのか、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

くい1本打たせませんと、私にも電話で申されました。それから、知事が私たちとの約束を破って国に同意をされましたので、その後すぐ鹿島市議会から——そのとき、中西議員行かれたんですか。（「行っていません」と呼ぶ者あり）鹿島市議会から抗議に行ってくださいました。その場でも、くい1本打たせませんと言われたということを何人かの市議から直接当時も聞いております。

それから、県議会の質問、答弁の中で、県議さんが質問の中で、くい1本打たせませんと知事は言われましたが云々という中で、そこでは訂正しておられないんですよ。ごく最近という意味じゃないですけど、ここに来てからそういうふうに言われ出したというふうには私は思っておりますが。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

これは言った、言わないの問題でございますから、もう少し時間をいただいて、私なりに調査をして改めて質問をいたします。

これは今、着工条件の大きな見直しの問題もあっておりますので、市長が、知事がそのように言ったと、そいけん知事、あなたの責任もあるよという意味でのことでしょうかからですね、今の発言は。だから、その点について言った、言わないという問題になりますので、改めて私も、具体的に県議会での知事の答弁なり、佐賀新聞紙上の2人同席された中で紙上討論されたときにもこの問題は話題になっておりますので、その新聞記事はありますよ。そういうことで誤解なのか、そういうことを僕は確認したい。誤解じゃないということですから。よろしいですね。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

表現が、くい1本云々もありますが、それは先ほど述べたとおりです。それで、平成16年12月16日付で佐賀県知事さんから私あてに、県としてもすべての沿線市町の同意がなければ工事着工を認めるつもりはありませんので、こういうふうな文言をちゃんと入れてもらっています。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

ちょっと時間がなくなるんであれですが、問題はいわゆるくい1本打たせないと知事が言ったわけじゃないんですね。くい1本打たせないように、政権・与党の申し合わせ事項はそうようになっておると、そういう意味ですよということを言ったということ佐賀新聞紙上、あるいは県議会で答弁をされております。その点で僕は確認をしておるわけです。（「違う、違う」と呼ぶ者あり）それは違うということであれば、ちょっと時間がありませんので、それはまたこの次の議会に。（「今やみましょうよ」と呼ぶ者あり）時間は延ばしてくれますか。——ないでしょう。私が質問に答えるわけじゃないんですよ、私はあくまでも議案の審議なり予算の審議でございますから予算権は持ちません。

もう1つ、一番肝心なことで、いわゆる新幹線推進派、必要性があると。僕は必要性があるというのは先ほど言ったでしょう、九州が丸くなると。それによって物流なり人の動きなり情報なりが、それぞれ地域間競争が始まって大変なことになりますよ。そのためには、そういう高速機関も必要じゃないかな、そのように思っているということですね。

それで、これは国家のプロジェクトとしてなる。そのかわり、うちが、長崎本線が、JRが経営分離をしたいと言っているから、それについて私たちの地域としての利益がどこにあるか、それを私は確認したいと言っているわけです。

だから、新幹線建設推進と言ったならば、何も地域のこと、第三セクターのこと、あるいは分離のこと、全然議論をしないままに賛成ということになるから、推進ということ僕はいってないんですよ。僕はあくまでもやはり県が提示する運行案なり、あるいはJRが出している鹿島までの運行案なり、あるいはそれに伴う県としての鹿島市に対する地域振興策なり、そういうものをやっぱり十分に議論した上でないと、鹿島の損になることは僕もできないと思っているんですよ。

いろんな施策が出てきて、そして一つ一つ検討をして、最後は、それに伴う僕は住民投票だってすべきだというふうに思いますよ。それぐらいの民主主義的な手続をとった後で結論が出れば、市民が選択したのであれば、それはやむを得ない。経営分離不同意でも、それはいたし方ない。

ただ、私が今、常にお願していることは、鹿島市自体が県に対してどのようなことを、鹿島の将来のあり方として話を聞きたい、独自の振興策は何かありませんかと向こうが言っているわけだから、それをうちも出して、そしてお互いに議論をして、新幹線の開通までには10年間あるわけですから、10年間の間に作業部会なり事務者の会議なりを、いろんなことの機関を設けることによって事業の担保をしたり、そういうことができると思うんですよ。

うちは幸い、第4次総合計画は打ち出してあるけれども、その具体的な問題についてはやっていない。だから私は選挙期間中、地域振興基金の創設をなさい、湾岸道路の6年前倒し、これはいいじゃないですか。そして一番鹿島にいいのは、工業団地の企業の誘致等には

鹿島と武雄道路は、これは無料ですから非常に欠かせない。あるいは有明海再生のための——これは僕は滋賀県の県立博物館のことを参考にしましたが、これは福井議員が探してくれた情報ですが、有明海においてそういう博物館らしきの、体験学習を含めてですね、あるいは環境の学習ができる、そのような設備のですね、これは県立ですよ、県立のものをつくらどうかというようなことをいろんな方面から、多方面から検討をしてからでも私は遅くなかったんじゃないかなあという、自分の議員としての自責の念でも言っているわけですよ。そういうこともあわせて、不同意の前にそういうことが欲しかったなということ。それ答弁は要りません。

公益通報制度について。

これは今、課長は今のところ検討中であるということでした。私が一番言いたいのは、職員の問題として残っておりますよね。ある団体の問題についてですね。だから、それが対象になるのかならんのかなあと、公益通報制度にその問題がなるのかならんのかという心配をしているわけですが、その点についてはいかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

議員御指摘の件ですけれども、公益通報制度というのが今年の4月1日から施行をされておりまして、基本的には、この施行後の通報に限って公益通報制度が適用されるというふうなことになっておりまして、それがまず第1点目ですね。

それから、通報先が、労働者が働いている事業所か、またはそこを監督管理をする行政機関、それか報道機関とか消費者団体等というふうなことに要件としてなっておりますので、我々としては議員御指摘の件につきましては、この公益通報制度には該当はしないというふうな見解であります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

先ほど議会の中で谷口議員より動議らしきものが出されて、議運が開かれてお話がありました。私の市長選をしたときの応援部隊が全部建設推進派というようなことを市長が言われた。いや、議員もですよ、議員もそういう方だというようなことで。市長選というのは、もともとそれだけをした選挙ではありません。医療、福祉、教育含めて、さまざまなテーマで成り立った選挙であります。だから、市長が断定的に物をおっしゃることについては、私自身いかななものかというふうに思います。市長のほうだってさまざまな人がおられたわけですからね。

それで、今回の再開協議の問題ですね。先ほど市長はいろいろおっしゃってありましたか

ら、再開協議についての議論はわかりました。当分ないだろうと。ただ、実務者レベルでは今後続けていかれるものというふうに思います。

ただ、新幹線建設推進派の市民団体がしたというような断定的なことでは、市民の本来の意見というのは反映されなくなります。いろんな方がその団体には僕が入っておられると思います。必ずしも新幹線建設推進派と、もろ手を挙げて推進する人ばかりではないと私は思います。ですから、私はきょう、あえて自分の立場を明らかにしたわけでありまして。市長みずからが、一人だけが、自分だけが鹿島市のことを心配しておるわけではないんです。市民こぞって、それぞれの立場で、それぞれが生きざまを見ながらやっておるわけでありまして。

○議長（橋爪 敏君）

簡潔にお願いします。

○11番（中西裕司君） 続

私はその点について、市長の一方的な、断定的な物の処理の仕方ではなくて、市長、もう市長としては長いですから、いろんなことも御存じでしょう、もっとみんなを包み込むような形の議論を今後してほしいというふうに希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。簡潔に答弁をお願いします。

○市長（桑原允彦君）

地域としての利益を最終的に考えているんだというお話ですが、私もそうなんです。私もそうだからね、（発言する者あり）うんにゃ、一緒じゃないですよ。あなたは経営分離に同意をせにゃいかんと言う、今はっきり言われている。私は同意をしないと。

それはなぜかという（発言する者あり）いやいや、待ってください。なぜかという、国土交通省が将来予測を出しているじゃないですか、将来予測。長崎ルートは2,700億円かけてスーパー特急の場合は6,100人、1日乗車密度ありますと。フリーゲージトレインは6,800人。

一方、長崎本線もこのまま存続をする、新幹線ができない場合ですよ。このまま存続する場合にも6,100人、乗車密度あると。ここにフリーゲージトレインを導入すれば6,800人、同等の乗車密度があるということなんです。つまり長崎本線はそれだけのですね、結局、今でも、今後もそういう機能を持ち続けるということなんです。だから、これを簡単に手放せないと言っているんです。

それから、住民投票の件ですが、これはまた（「時間がない」と呼ぶ者あり）住民投票の件、答えているじゃないですか、質問に対して。じゃあ、答えなくていいような質問をしないでください。住民投票をせると。これは県がされれば私もしていいです。そして決着つけましようや、もう。県にも提案してくださいよ。何で私にばかり言うんですか。そのあた

りが、あなたはどうも私にとっては推進派に見えますと言っているんです。私がそういうふうに見える。あなたは言っているいいじゃないですか、私は推進派じゃないと。

○議長（橋爪 敏君）

簡潔にお願いします。（「推進派なんて断定的に」と呼ぶ者あり）

○市長（桑原允彦君）続

私は断定したんじゃない、私はそう考えますと。（「そうじゃないと僕は言っているわけだから」と呼ぶ者あり）じゃあ、本人はそう言ってください。私は私の考えを言いますから。それだけですよ。

それから、振興策についてであります。

○議長（橋爪 敏君）

もう簡潔にお願いします。時間が来ました。

○市長（桑原允彦君）続

この振興策もですね、これも含めて9回の協議の中でしたじゃないですか。それを県のほうも市民に何回も市民討論会をしましたよ、公開討論会を。その場合も県は説明されたじゃないですか、振興策について。その上で鹿島市は住民に説明をして、議会とも相談して同意しないという結論を出したんです。そのことをちゃんとわかってください。

○議長（橋爪 敏君）

以上で11番議員の質問を終わります。

次に、15番議員中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

15番中村雄一郎でございます。いよいよ本9月議会、一般質問、最後になりましたけれども、今回、私は3つのことに関して通告をいたしております。

1点目が大いなる田舎づくりと景観法について、2点目が住民と一体となった鹿島市づくりについて、そして今、激論を闘わされましたけれども、新幹線長崎ルートについても最後に質問させていただきたいと思っております。

景観法に関しましては、昨年9月より3回質問をしてまいりました。なぜここまで景観法、景観法と私が言うのかということですがけれども、桑原市長が大いなる田舎づくりを進める上で、この法律は鹿島市が全国に先駆けて最も取り組むべきじゃなかったかという強い思いからであります。改めてその経過を少したどってみたいと思っております。

景観法の今日までの動きですけれども、平成15年7月に、国において美しい国づくり政策大綱が策定をされました。この中には、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備を行い、次の世代に引き継ぐという理念のもとに美しい国づくり政策大綱が策定をされております。そして誕生いたしましたのが、平成16年6月に制定をされた景観法であります。

景観法は、景観を整備保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を

明らかにしております。また、実行法としての景観形成のための行為規制を行う仕組みや支援の仕組みを備え、今後、地方公共団体が景観形成への取り組みを行うための基盤が整備されました。

大きな柱として3つあります。景観行政団体となった市町村は、1つ、景観計画区域内の行為の規制、これは建築物等のデザインや色彩について条例で変更命令が可能になってまいります。2つ目が、景観重要建造物、景観重要樹木の指定ができます。3つ目が、景観重要公共施設の整備ができるようになっております。

法の仕組みというのは以上のようなことですが、過去3回の議会の中で18年9月議会では、景観法に絡んで文化的景観条例、そして景観法そのものに対して市の取り組みをお尋ねいたしました。当時の答弁は、庁内で具体的な議論はまだやっていない、景観法に関して佐賀県より景観行政団体となるよう申し入れ計画があるかどうか打診があったけれども、鹿島市としては今のところはないということで、未定と回答をしたという答弁がっております。

改めて12月議会に同じような質問をいたしました。その折には、これは田中都市建設課長が答弁をされていますけれども、景観法の制定の背景、基本理念の説明、このツールを地方公共団体が独自性を出しつつ、いかに活用するか、規制と制限が伴うので、住民理解が必要ということで、庁内複数課にまたがるため、議論に時間が必要だという答弁をされています。市長は、必要だと思うが、制約もあるので、住民とのコンセンサスを今後議論していきたいというような答弁をされています。

そして、19年の3月議会において、予算審議の中で再度質問をさせていただきました。その折に、県内で既に唐津、佐賀、武雄、嬉野の4市が景観行政団体になっていること、鹿島市は対応がおくれているということを指摘いたしております。当時の江頭部長の答弁では、鹿島市においては海、山、歴史的な遺産、環境、そういうものが多くあるので、大いなる田舎づくりの素材として今後研究をしていくという答弁をいただいておりますけれども、19年度に入って半期が過ぎた現在、庁内議論がどのように深まったのか、まずお尋ねをしたいと思います。

2点目は、住民と一体となった鹿島市づくりについてということで、1つが高齢者憲章の生かし方、そして2点目が市民会館の改修についてでございます。

このことに関しましては、市民の方から私のほうに二、三問い合わせがありましたので、ここで披瀝をさせていただきますけれども、まず高齢者憲章の生かし方ということですが、鹿島市は平成18年の3月に老人クラブの方々八女市を視察されて、高齢者憲章があったことを研修されてこられました。そして、鹿島市でもぜひ高齢者憲章をつくってほしいというような要望があったわけですが、先ほども言いましたように、18年3月に鹿島市高齢者憲章「私たち市民は、高齢者が家庭や社会で尊重され生きがいとゆとりのある健康長寿の

福祉のまちづくりを目指し、この憲章を定めます」ということで、5つの項目を憲章として上げていただいておりますが、今回この質問をするに当たって、この憲章を手に入れるのに大変苦勞を私はいたしました。ホームページの中にも出ておりません。結局、担当課のほうでいただきましたけれども。まさに、憲章はつくったけれども、市民の目に触れるところには全くないということで、当時この提案をされた方々も、高齢者憲章はつくったけれども、まさに絵にかいたもちではないかというような指摘をされております。

そこでお尋ねいたしますが、この高齢者憲章をどのような形で生かしてこられたのか。制定の意義、そして広報のやり方、そのことに関してまずお尋ねをいたしたいと思います。

次に、市民会館の改修についてでございますけれども、この市民会館の改修の経緯に関しましては、ちょうど平成10年、11年当時、エイブルをつくる当初に市民会館の改修の議論もあわせてなされたことを覚えております。その当時の答弁によりますと、平成19年ごろをめどに市民会館を全面的に改修するのか、新しくつくるのか、あるいは改修をするのか、結論づけていきたいというような答弁がなされていたと思います。

その後、エイブルが完成をして、市民会館の利用自体も少し変わってきたとは思いますが、今のままでは恐らく朽ち果てていくだけで、今のところ鹿島市において計画はどのような計画になっているのかわかりませんが、新しい計画があるようなことは聞いておりませんので、まず市民会館の改修等の経緯、そして、今後どのような形で市民会館を考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

3点目に、新幹線長崎ルートについてでございますけれども、平成20年度の概算要求に10億円がまた計上されるような形になってきておりまして、今回の演告でも市長のほうから与党プロジェクトチームの考え方ということで、それに対する考えが述べられました。

それを聞いていて私が感じたことですが、4つのハードルということで市長は現時点、そして秋に予想される与党プロジェクトチームでの議論の行方、その後に来るであろう政府と与党、あるいは財務省、国土交通省、そこでのハードル、最後に、先ほど中西議員とのやりとりがありましたけれども、知事が沿線市町の同意がない限り同意をしないという約束、この4つのハードルを上げながら、見通しを話をされましたけれども、いかんせん、この4つのハードル、すべて政治の流れの中で大きく変わっていく可能性もあります。

昨日、ほとんどの皆さん、市民の皆さん、あるいは国民の皆さんがびっくりされたように、安倍首相が退陣をされましたが、まさに政治は一寸先はやみというふうに私も先輩の議員の方から聞いております。政治の中でどのような形で仕組みが変えられていくのか、大変心配をしているわけですが、このことに関して、ただ市長は国の動きを傍観するだけでいられるのか、それとも何らかの形でまた国に対する行動を起こされるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、先ほどから議論になっておりましたリフレッシュ・かしまの佐賀県知事、鹿島市長

を招き、鹿島の発展を考えるという集いについてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

このときに市民の方々に配られたピンクの紙ですが、私もこれをいただきましたので、これを見ながら御質問をさせていただきましても、ここにははっきり「佐賀県知事と鹿島市長を招き、鹿島の発展を考える会」というふうに明記をしてあります。これが市民の方々に配られております。恐らく市民の方々の大多数は、知事と市長が参加をした上で、このエイブルで鹿島の発展を考える会議が開かれるというふうに、この案内状をもらわれた段階では思われたと思うんです。

この当日、数名の方から私も、市長さんは行きんしゃつとやろかというようなお話を聞きました。先ほどの6項目の確認事項にもありますが、市長はそのことで参加をしないということをおっしゃっていただきましたので、残念ながら、今回は市長は参加はできないけれどもというようなことをお話ししたわけですが、このチラシを見る限り、市長は6項目のことがあるにしろ、この会議から逃げたというふうに、そのようなとらえ方を市民の方々はなさっているようです。これは先ほどのアンケートの問題じゃありませんけれども、「新幹線が必要ではない」という答えをされている八十数%の方々も、このことに関しては、何で市長さんは出んしゃらんやったろうかというような受けとめ方をされているように思います。

そこで、この問題に関して、先ほど6項目のことがあったから出れなかったということでもありますけれども、市民に対しての説明責任をぜひ市長としては果たしていただきたい。と申しますのは、長崎本線の経営分離に同意をするか、不同意をするかという9回の協議の後、市民へのいろんな形での説明会というのは開かれましたけれども、それ以降、議会の場を通して、あるいはマスコミ等を通して以外は、じかに市民と市長が対話をされる機会はなかったんじゃないかと思っておりますので、そのことに関しても、今後そのような考え方がないのかどうかお尋ねをして、1回目の質問といたします。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

15番議員の大きい1番目の大いなる田舎づくりと景観法についての中の、これまでの経緯と市の取り組みという御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

昨年の12月議会では、関係する1つの課として私のほうから答弁をさせていただきましたが、そのときの答弁としまして、先ほど議員が言われましたような趣旨の答弁をさせていただいております。その後、庁内議論は深まったのかということでございますけれども、これまで関係する課に個々にはお話をすることはありましたけれども、全体で議論をするということまでにはまだ至っておりません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、新幹線の長崎ルートの問題であります。1番目の平成20年度の概算要求とプロジェクトチームの行方ということで、このまま座視して傍観するのか、あるいは何らかのことをやるつもりなのか。実は今議会の補正予算に2,000千円予算を計上させていただいております。この新幹線長崎ルート問題です。いわゆる直接的に言いますと、長崎本線存続のことについて、これをやるために2,000千円の予算を補正で組まさせていただいております。いつでもそのケースそのケースで、私あるいは議員の皆さんも動けるよという意味を込めてであります。

それから、今後の運動方針、市民との連携ということで、リフレッシュ・かしまさんのチラシは今ちょっと私も聞いてびっくりしましたが、私はリフレッシュ・かしまさんから要請があったときにちゃんと説明しております。6項目の確認ができれば出席しますからと。しかし、確認はとれないという、すぐはとれないだろうという印象は持っておられたと思うんですね。それに私も出席すると、そういうふうにかかれたというのは、甚だ私としては不満であります。

それから、その後、テレビを見てびっくりしましたが、私の席をわざわざつくって、「鹿島市長」と書いて席をつくっておられた。これはいかにも市民の皆さんが、私が出んやつと、なし出んかということ、そういうふうな反応を意図してされたのかもしれないというふうには感じております。非常に残念です。

要請にいられたときも、私としては極力、早く6項目の再確認ができるように努力をしますということ言ったんです。その3人の方のうちの1人は、市長がぎゃん言いよんさっけんが、日にちをもう少し延ばすぎどがんかということ言われました、1人の方が。しかし、代表の方は、うんにゃ、それはいかんと、その日に決行するというふうなことでありました。

それから、確認事項は別にして市民に説明をするべきと。これは近々、来月号になるか再来月号になるかわかりませんが、市報でも特集を組もうと思っています。ただ、集会とかなんとかに私だけ参加をするということになると、それこそ6項目確認事項違反になりますので、それは今の段階でできませんが、そのかわり先ほど言いました市報とか、あるいは市外では6項目関係ありませんので、市外での公開討論会、佐賀のほうでも2つの団体が県のほうに申し込みをしておられますので、私は要請があればこちらに出演をして、ぜひ鹿島市長としての考えを佐賀県民に向かって、その中で鹿島市民の皆さんも当然ごらんになっていただくでしょうから、そういう形とか、あるいは新聞紙上討論会、こういうものにもぜひ私は出席をして私の考えを申し上げたい。あるいはテレビ出演ですね、こういうものにどんどん私は出て、そういう中で県民の、あるいは市民の知る権利に今の段階でできるやり方という

のはありますから、そういうことでやっていきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

私のほうからは、中村議員の市民と一体となった鹿島づくりの中で(1)番、高齢者憲章の生かし方について答弁をいたします。

御質問の趣旨は2点あったと思います。まず、どのような形で生かしてきたのかということと、それから広報のやり方、周知等についてであります。

まず、鹿島市の高齢者憲章は、先ほど言われましたように、平成18年3月に策定した鹿島市高齢者保健福祉計画にあわせて制定をいたしました。その趣旨及び目的は、高齢者が家庭や社会で尊重され、生きがいとゆとりのある健康長寿と福祉のまちづくりを目指すものでありまして、高齢化社会における鹿島市の基本理念となるものであります。

その周知の仕方でありまして、まず鹿島市高齢者保健福祉計画書を印刷する際、その表紙のほうに、先ほど申し上げました憲章をこのように印刷いたしまして、これを関係者の方々にまず配付したのが第1点であります。続いて、老人クラブの連合大会で発表を行っております。それからさらに、その年の平成18年9月1日の市報に、敬老の日の特集があったわけですが、その中にも一応これを掲げて広報をいたしましたというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

市民会館の改修についてでございますが、過去この検討の経過を簡単に申し上げますと、議員御指摘のとおり、生涯学習センターの建設時、平成12年ころになると思いますが、市民会館の改修もしくは建てかえについても議論がなされております。当時の財政状況からは、16年度が最も厳しいだろうという見通しを立てておまして、19年度ぐらいになったら、幾らか投資事業についても目配りができて、市民会館の改修も可能だろうというような見通しがあったようでございます。しかしながら、その後、鹿島市の財政状況は、ほかの自治体も同様でございますけれども、国からの地方交付税が激減をしておまして、大きく財政状況は変化をしております。そして、この見通しもそうはならなくなっております。今は厳しい行革を実施して、住民サービスの財源を生み出しているというような状況でございます。

そこで、こういったこともございまして、現在は、市民会館はその施設設備をできるだけ延命をしながら使っていこうというような方向で運営をされている現状でございます。

市民会館の改修の方向でございますが、以上のようなことを考えますと、まず市単独での改修は難しかろうと。そこにもし国県の補助があれば、それは当然機会としてとらえて検討

をしていく必要があるというのが今後の市民会館の改修に当たっての大まかな方向でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

それでは、一問一答で質問させていただきますけれども、まず景観法に関しては、先ほど全庁的な形での話は今のところやっていないと、個々に情報交換をやっている程度だというようなお話がございました。

これに関しては、私はやはり、市長が大いなる田舎づくりを進める中で、政策的にそういう方針を出していかなないと、なかなか進んでいかないような気がいたします。鹿島市においては、歴史的景観条例を肥前浜宿の保存活用、あるいは鹿島市の旭ヶ岡公園、城内地区も頭に入れながら景観条例が制定をされたわけですけれども、そういう中で文化面に関しても伝承芸能フェスティバル等を通じて継承にも努められております。

歴史的景観条例によるそのエリアは一定の成果が上がっておりますけれども、鹿島市全体を考えた場合には決して十分だとは言えないと思っています。その条例自体にも限界がありますし、そのような中で景観法が制定されたわけでございますけれども、常々市長は大いなる田舎づくりを体系づける中で、中心部は都市らしく、そして周辺部は自然、歴史、風土、環境等を守りながら、そこを文化でくるんでいくのが大いなる田舎づくりだというような表現をされています。

先ほども紹介しましたけれども、既に県内では4団体、全国では300以上の自治体に取り組んでいるこの景観法に、なぜ市長が先頭を切って進めるような方針を出されないのか、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

条例といいますと、結果的に規制と。もちろん規制を伴わない条例もあるかと思いますが、この景観法なんかは規制を伴わないならば、また意味がないというような側面も持っていると思うんですね。したがって、今の段階では区域を指定して景観法の条例を制定しているわけでありまして、これを市内全体にかぶせるということになると、現段階では、まだこれをやるという方向で私が指示をするというふうな結論には至っておりません。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

この景観法ですけれども、景観法を制定して景観行政団体になったからといって、これ自体は、つくったから市のすべてに網をかけるという法律ではないと思うんです。景観計画をつくる中で、このゾーンは景観を守っていかなきゃならないという、そのすみ分けは十分にできるんじゃないかというふうに私は理解をいたしております。規制をするというよりは、むしろ——1つの例を出しますけれども、漫画家の榎図かずお氏が紅白のストライプの外壁の家をつくられているのは御存じだと思いますけれども、あるいは京都市で高さ制限をしたことも御存じだと思います。

身近な例では、今回問題になっている赤鳥居の問題もありますが、この赤鳥居も今考えてみますと、景観法に言われる景観重要建造物にもし指定をしていたならば、今回、8月4日に取り壊しが神社のほうで決まったことを報告を受けて、一月足らずの間に結論を出していかなくやならなかったわけですけれども、これはあくまで、教訓として私は言っておりますが、景観法のそういう景観重要建造物的なものに指定をしていれば、そこで事前協議というのもあったわけですね。

例えば、中木庭ダムの周辺に原色の家が建ったということを想定してみてください。現在できるんですよ。景観法でその辺の規制と歯どめ、非常に難しい問題ですけれども、全く野放しにしておくと、そういうことが今後もあり得るということで、ぜひともその方向性を打ち出してほしいということをお願いしたいんですが、いま一度市長答弁をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず私、1回目の質問を全体にかぶせろというふうに受け取ったものですから、そういうことでないと。例えば、局地的にあそこも指定したらどうか、ここも指定したらどうか、そういうところがあればどう考えるのかということ。

それは、例えば、中木庭ダムなんかのことも言われましたが、そういう局部、局部についてエリアを今から継ぎ足していくと、このことについては検討する余地は十分あると思っています。現に中木庭ダムについては、今言われたようなことの危惧がありますので、実際に検討しなさいという指示をしております。実際指示を受けた人間を今呼んでいますから、来れば、その結果をここで申し上げたいというふうに思います。

それから、赤鳥居の場合は、事前協議は確かにあったかもわかりませんが、15年ぐらい前にもあそこの場合は地元に対して申し入れがあって、もう少し何とか延ばせないかということで今まで延ばされた。いよいよ危険になったからと、耐用年数も既にオーバーしておりますしね。だから、これはこのまま保存をするということになると、どうしても費用の問題になりますが、政教分離の関係で市は出せない。じゃあ祐徳稲荷さんが出していただけるかということにもなりますので、これは残念ながら、今地元の人がこれに愛着を持って今後

のことも検討していただいておりますので、それに対して市は全力を挙げてバックアップさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

当時、市長はこの景観法で、もし景観行政団体になれば、全市に網をかぶせなきゃいけないんじゃないかというような勘違いをなさっていたようですけれども、あくまでこれは地域の景観を守っていくツールですね。そのツールを持たなければ、やろうとしてもですよ、これは条例じゃなくて法律ですから、かなり効力は条例よりもあるということです。今お尋ねをしているところは全庁的な協議をなさっていないということで、まだ法自体のことが検討なされていないようですので、ぜひともこれは市長の音頭で、鹿島市にとっては大いなる田舎づくりを推進するためには、必ず必要な私は法律だというふうに解釈をいたしておりますので、どうか検討をしていただきたいと思います。赤鳥居の問題は後ほどまた質問をさせていただきますけれども。

この景観法ができる過程の中で、実を言いますと、鹿島市はその景観法にのっとった形で事業を推進されてきたんですよ。そのことをちょっと紹介いたしますけれども、佐賀県では17年の3月に佐賀の美しい景観づくり基本構想の中で、佐賀の美しい景観モデル地区を選定されました。そのモデル地区は県内12カ所ですけれども、その12カ所の中に肥前浜地区と祐徳稲荷神社を含むあの周辺がモデル地区に選定をされ、その中でワーキンググループをつくりながら、どうやって景観を守っていくのかというような協議がなされております。その報告書等も出ているわけですが、恐らく執行部の皆さん、そういうものを目にしたことがあられないでしょうし、佐賀県の遺産制度もこの考え方の中から出てきているわけですね。既に鹿島市にとってはそういう事業を展開してこられたわけですから、ぜひこの事業には着手をしていただきたいと思います。

このことに関しましては商工観光課が担当課になられたり、あるいはまちなみ活性課がなられたり、そのたびたびで対応が違っておりますので、なぜかちぐはぐな形での展開になっているようですけれども、そのことに関して、それぞれ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

佐賀の美しい景観づくり事業ということで平成17年3月に制定されて、県の担当課につきましてはまちづくり推進課のほうで、佐賀ならではの景観を守り生かす方策を県民協働で考え進めたいということで、先ほど申されましたように、平成17年度には祐徳稲荷神社と門前商店街の皆さん方でワークショップを開かれております。

平成18年度につきましては、肥前浜地区水とまちなみの会の団体が主体でもありましたけれども、肥前浜地区酒蔵通りの今後の活性化ということで、4回のワークショップを開催されているところでございます。これにつきましては、景観に配慮したこれからのまちづくりということも1つありますけれども、今後の地域での取り組み方ということでいろんな議論をされてきたところでございます。

報告書等につきましては、残念ながら、県のほうが予算がちょっとないということで、製本して報告書を出すことはできなかったというふうなことから、担当課のほうにインターネットのほうで送られてきている状況がでございます。この中で特に意見がございましたのは、肥前浜地区につきましては、酒や地場産品などの試飲とか飲食、そういうものが楽しめるような食事どころの検討ということ、それと祐徳稲荷神社と観光のタイアップ、できれば市民の出資によるまちづくり法人の立ち上げ、それから来訪者等の駐車場の必要性、あるいはいろんなイベントを若い人に後継者としてやらせてみるというふうな意見等が出てきたところではあります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

今、肥前浜地区での取り組みというのを御紹介していただきましたけれども、その前の年には、祐徳稲荷神社に関しては、これは商工観光課のほうでなされていますよね。

私申し上げたいのは、今回のこの景観法に関しては、商工観光課、まちなみ活性課、そして先ほど答弁されたのは都市建設課の課長が答弁をされました。全体的には企画部のほうがまとめられるのが一番筋じゃないかと思っておりますけれども、どうしてもどこの部署が中心になって進めていかれるのかというようなことが見えてまいりません。そこで、全庁的になかなか進んでいかなかったんじゃないかと思っておりますけれども、ぜひ市長の政策として、市長のほうから指示を出していただいて、どういう形で推進をするのか、まず取り組む前に検討をなされなきゃいけないわけですが、組織的なものからまず見直しをする中で、どの部署で進めていくということを検討していただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今御指摘のように、どこで取り扱うというのは今から決定をしますが、研究はしてみたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

それでは、続いて赤鳥居の問題で再度お尋ねをしてみたいと思いますけれども、赤鳥居の解体が10日の日から始まっております。今回の赤鳥居に関する一連の問題は、今後の景観づくりの中では教訓にしていかなきゃならないと思っておりますけれども、皆さん、赤鳥居の景観というのは日常的なもの、新聞等にも先日も声の欄に載っておりましたし、きょうも御紹介がございましたが、宗教的な赤鳥居というよりは、まちのシンボル、ランドマークとして今日まで存在をしてみいました。

浜町の入り口、特に伝建地区の酒蔵通りを紹介する場合に赤鳥居が目印となってきたわけですので、非常に残念な思いはしておりますが、先ほど市長からありましたように、老朽化ということで、これはやむを得ないという結論を地元でも出しているわけですが、この赤鳥居に関して、今私たちが反省しているのは、あの地域は重要伝統的建造物——重伝建のエリアから外れております、景観形成地区だと思っておりますが、そこには街なみ環境整備事業が行われるようになってきているわけですが、今まで何で、例えば文化財にこういうものになるのかどうかわかりませんが、文化財ですとか重伝建を進める中で、この赤鳥居のこと自体が事業としてどうにかならなかったのかという意見が地元にあるわけですね。この辺に関して、まちなみ活性課、あるいは文化財とすると生涯学習課になるのかわかりませんが、御所見があればお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

赤鳥居につきましては、8月の上旬に地元の区長さんのほうから、祐徳稲荷神社より区長さんのほうへ解体の話があったということの報告がありました。私たちも急なことでびっくりして、商工観光課のほうと一緒に祐徳稲荷神社のほうにその経過、あるいは今後の計画ということでお聞きしに伺ったわけですが、先ほど市長のほうからありましたように、15年ぐらい前にコンクリートの破片が落下したという事実がございまして、そのときいろんな調査を行ったけれども、何とか修理で数年はやっていけるんじゃないかというふうな判断がされたそうです。地元のほうからもぜひ残してもらいたいというふうなことで頑張ってきたけれども、ことしの7月に再度調査をされまして、これが昭和8年からもう74年経過しているわけですが、本当にコンクリートの耐用年数等を考えたり、あるいは昨今の地震の状況等を考えたら、神社としてもこれ以上の維持はなかなか困難であるというふうなことを役員会で決定されたそうです。

お話を聞きに行った後には、すぐ解体の計画を進めているというふうなことで、1つの計画書あたりも見せられたわけですが、その話を市のほうに持ち帰りまして、生涯学習課、商工観光課、あるいは都市建設課、企画課、まちなみ活性課ということで早急

な協議を行ってきたところでは、その中でも、宗教法人のシンボルである鳥居に公費を支出することは困難であるというふうな見解と、もう1つは、文化財としてどうかというふうな議論も生涯学習課のほうからいただきました。市内には相当古い江戸時代の鳥居を初め、たくさんの鳥居があるということで、古いからどうのこうのということでもないんですけども、現在まで鳥居についての具体的な文化財としての検討もやっていないから、そこを早急というわけにはいかないだろうということでの判断でございました。

もう1つは、伝建地区のすぐ近くというふうなこともあり、文化庁とも協議をしたところですけども、文化庁としましては鳥居として非常にシンボリックなものであるから、肥前浜宿の伝建地区にとっても1つの目印となり、重要ですよというふうな判断はされておりました。しかしながら、そういう状況、今後の維持管理の状況等が非常に困難であるということを考えれば、地元の皆さん方にも1つの構造的な、なかなか保存ができないというふうな理解をぜひお願いしながら進めていくべきではないかというふうな結論でございました。

もう1つは、街なみ環境整備事業の区域でございますけれども、街なみ環境整備事業でこれを、その鳥居自体、本体をどうのこうのするというのは財政的にも相当な金額がかかるということで到底無理でしょうけれども、今後いろんなシンボリックな形で何かそこに、モニュメントとかそういう形で残すのであれば、具体的な内容等がはっきりした時点で整備局のほうにも協議をしていきたいというふうな県の見解でございました。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

政教分離の原則がありますので、市としてこの段階で赤鳥居をどうこうということができなかったということは十分に理解できるわけですが、先ほどから景観行政団体にも鹿島市がなっていたらという仮定の話をしてしておりますけれども、これは担当課のほうにお尋ねをいたしたいと思いますが、もし景観計画区域内の建築物、あるいは工作物、樹木等は景観形成、景観重要建造物、あるいは景観重要樹木に指定ができるというような項目がありますよね。これは調べていただいていると思いますけれども、それらに指定をしていたならば、先ほどもちょっと触れましたけれども、取り壊す場合は当然事前協議というものが必要になってきたんじゃないかと思いますが、今回みたいにもう壊すからということになって、壊したいと思うけれどもという段階からスタートしたんじゃないかと思いますが、この見解はどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

赤鳥居自体を景観重要建造物として認定されるかどうかという問題はまた別にあるかと思いますが、少なくとも、もしそういう指定をされていたら、当然構造物等については簡単に取り壊しを一方的に決めるというふうなことはできませんので、いろんな行政とのやりとりとか、あるいはそういう手続は必要になってこようかと思います。

ただ、私たちも景観法の内容等を十分に詰めていない状況で確かなところは言えませんけど、現在考えているところはそういうところですよ。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

確かに景観行政団体になっておりませんので、その辺はわからない面もあったかと思いますが、ぜひ今後研究されていく中で景観形成の重要建造物、あるいは樹木に選定をされた場合には、国の国土交通省のほうでは景観形成総合支援事業というような支援をする事業もあるようですので、そこも研究をされながら、ぜひこのことに関しては進めていただきたいというふうに要望をいたしたいと思います。

それからもう1つ、鳥居の再建運動に関して、今何とか再建をしていこうという動きが出ておりますが、2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

1点目は、現在ある赤鳥居のところは市道、何線かわかりませんが、市道上だと思っております。今、このような公道上に工作物をつくることは、建築基準法等の問題で非常に難しいと言われておりますが、再建運動自体、多額のお金が要りますので、簡単にいくとは地元のほうでも考えておられませんけれども、もし今の市道のところに、現在地に同じような形で再建をされるとするならば、市としてこの鳥居をお認めいただけるかどうか、このところはぜひ確認をしておきませんか、お金が集まったけれどもつukれないじゃ詐欺になりますので、ここは確認をさせていただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

先ほどの御質問ですが、公道上に再建をする場合は必ず許可をと、確約をとということでございますけれども、今御質問の中に、現在、今まで建っていたような鳥居ということをおっしゃいましたが、建つところは神社さんの敷地ですので、何らそこは問題ないわけですが、ああいう形で作る場合は市道を横断するということになります。そこら辺の許可関係が必要になってくるかと思っております。具体的にそのときになってははっきりした答えは出さなさいけないと思いますが、今の段階では、こういう構造物というのはほかにも例が市内にもございます。だから、そこら辺で判断をしていただければと考えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

もしこれが国県道でしたら、国あるいは知事の許可という形になると思いますけれども、市道上ということで、再建運動に関しては市長に御相談に行ったときにも、再建を目指したらどうかというような御助言もいただきましたので、前例があるということですから、もし再建可能になれば、市道上につくってもいいということなのかどうか、これは市長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

建築基準法等をクリアした上でということが前提になりますが、例えば、門前に鳥居があるですね、あれも同じことだと思うんですね。だから、市としてはそういう法律的なものをクリアしていただければ、市の許可とか認可が必要な部分については、それはいたしてよろしゅうございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

それと、もう1点確認をさせていただきたいんですけども、今回の再建計画というのは神社の鳥居としてではなく、あくまでまちのシンボルとしてのものを考えて検討されております。じゃあ、鳥居の形状というのは神社じゃないのかということも議論の対象になるかと思いますが、その場合に、あくまでまちのシンボルとして再建していく場合には、街なみ環境整備事業ですとか、あるいはその他の補助事業による行政の支援というのは受けられるのかどうか、その確認をさせていただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

基本的には政教分離という原則は通さにかいかんと思いますが、例えば、今までも松蔭神社の石垣ですね、あれは何とかクリアできるんじゃないかということで議会にお諮りもいたしました。異論もなく通り、あそこの石垣の改修はできたわけでありまして。あれはやはり昔から鍋島家が市民に開放していただいたという歴史的なものもありますし、現在も花見等では市民の憩いの場になっているという、そういうことで私は考えました。

それからもう1つ、普明寺の台風大雨による屋根がわらですね、この改修もいたしました。これは指定寄附がございまして、そういうものを改修してくれという依頼があったから

ということでもやりました。

今回のことについても、やはりまちのシンボルとして受けとめるのか、あるいは宗教施設なのかということが1つの判断になると思いますが、例えば、変な言い方ですが、街環事業で認可が取れるということは国も認めるということですね、国も同じ行政ですから。そういうことで、街環事業で取り上げていいということであれば、市はそれはやぶさかではないというスタンスになろうというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

ありがとうございました。今後地元のほうでは再建運動をこれから始められていくと思いますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、高齢者憲章についてお尋ねをいたしていきますけれども、先ほどの部長答弁では、制定以来、高齢化福祉計画書に掲載、あるいは老人クラブ等で発表、市報で皆さんにお知らせをしたと、その段階まではなさっていますよね。ところが、どうしても市民の目に触れないということで、恐らくここにいらっしゃる方々、あるいはテレビをごらんの市民の皆様方も高齢者憲章が鹿島市にあったというのは御存じじゃないと思うんですね。

そういう意味では、お金があれば石碑というような考え方もあるんでしょうけれども、そこまでは要求をいたしません、庁舎のどこかに鹿島市の高齢者憲章を張り出していただきたい。張り出されるところの説明には、こうこうしかじかで憲章が制定をされましたというような形で書いていただければさらにいいわけですけども、まずはやはり市民の目に触れるところに高齢者憲章を張り出して、市民の皆様方にまず読んでいただくことが先決ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

お答えをいたします。

どうしても市民の目に触れにくいということで、庁舎のどこかに張り出しでもできないかという御質問でございました。これにつきましては私どもだけの問題じゃなく、庁舎管理上の問題もございまして、こういったところでそういった方法がいいのか、あるいは別途、例えばホームページあたりに掲載するのか、いろんな方法等があると思いますので、そこら辺を今から担当課あたりと協議をしてみたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

ぜひ検討をしていただきたいと思います。ここにいる私たちもそのうち高齢者になってまいりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

次に、市民会館の改修について、19年度ごろをめどにというような計画で来たけれども、財政の悪化、これは十分に認識をいたしております。ですから、市民会館の建てかえができるとか、そういうことは全く私も考えていないわけですが、ただ、何らかの形で方向性は出していかなきゃならないだろうというようなことを考えるわけですが、その前に現在の市民会館、あるいはエイブルのホールができましたので、利用率等がどうなっているのか、その辺のデータがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

市民会館とエイブルの利用状況についてのお尋ねでございます。

ホールと、それから会議室あたり、研修室あたり、このデータもございしますが、ホールに限って年度間の利用の状況は若干増減ありますけれども、おおむね市民会館のホールが年間50件から90件、ここ四、五年の利用状況でございます。それから、エイブルのエイブルホールがおおむね1万8,000人から2万1,000人。この2万1,000人は平成18年度の数字でございまして、団体数で156団体というふうに聞いております。それで、市民会館のほうは件数だけしかとっておりませんで、人数については把握をいたしておりません。エイブルは主に人数を中心に統計をとられております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

市民会館の50から90というのは、ホールの利用回数ということで理解すればよろしいですね。年ごとに違うと思いますけれども、エイブルができてそれだけの需要があるということは、鹿島市内において1,000人のキャパが必要かということは別として、エイブルが300ちょっとですから、それ以上の何かの催し物をする場合には、せいぜい700から800ぐらいの需要というのは鹿島市民の方々にもあるんじゃないかと思います。それ以上の場合は近隣の大きな施設を利用される場合もあると思いますけれども、今後この市民会館のホールに関しては、延命をしながらというような表現をされていますので、果たしてそれで大丈夫なのかと、将来的には必ずどこかの時点では見通しを立てて、どうするかという結論を出していかなきゃならないと思いますけれども、その辺の見通しというのは、今のところ延命だけで全くないわけですか。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほど第1回目の御質問のときに申し上げましたとおり、市単独費での改修は難しゅうございます。ここに国県の補助があれば何とか可能かと。財源の問題として改修事業に起債を充てられるか、充てられたとしてもどういった起債か、単なる借金というようなことではちょっと財源的に困難を来しますので、国県の補助があって、その裏に起債が充てられるというようなことがあれば、それは大いに検討していくべきだろうというふうに感じておりました、そういったことで御了解をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

確かに市単独では非常に厳しいものがあると思いますので、国県の補助という考え方でいきますと、今の現在地に固執しないで、国県補助がある形でのほかの場所ということも全く考えられないことではないというふうな理解をいたしたいと思いますが、それは現在地でということですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

実はまだこれは内々で、いろいろこのことについての検討は何回かしたんです。建設費の問題とか、場所の問題とか、あるいは先ほど部長が言いましたように、単独ではやっぱり無理ですよと。何か補助事業に取り入れてもらえることがあれば、そのときやる方向で考えてみようかと、そういうふうな議論を実はやっています。場所については、現在地が一番最適であると。市民の皆さんも市役所というのは寄りつきのよさがありますし、また今の場所ですと、駐車場をわざわざ用意する必要がないと、そういうふうなことで現時点では場所も今のところが最適というふうな判断をしております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

わかりました。このような問題に関しては市民の意見を聞くということも必要かと思えますし、市民の中では今の市民会館を使いながら、改善をするために少し市民が協力できないかというような話もぼちぼちあります。というのは、例えば、一番今使っていてふぐあいなのは、座ってはいすが座り心地が悪いというようなことで、その一脚一脚のいすを市民から寄附を募ったらどうかというような、ある方がそういう提案をされたこともありますけれども、市民の方々の意見をいただきながら、今後の方向性をぜひ検討していただきたいと思

います。

最後に、新幹線長崎ルートの問題で二、三お尋ねをしていきたいと思いますが、先ほど市長は、6項目があるので、市だけ単独で説明をやるわけにはいかないというふうに言われましたよね。市民の方々というのは、やはり生の声を聞きたがっていらっしゃると思うんですよ、今の状況に関して。こういうテレビを通してじゃなくてですね。そのような説明をする場合にも、市民として、例えば市政の報告というような形ならできるのか、何か方法論がないのかどうか、もしなければ、県のほうも来ていただいてという形になるんでしょうけれども、市民の方々と生に討論をする場というのは、私は設けるべきだと思いますけれども、方法論はないのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

そのことは担当のほうと今議論をしております。それで、ちょっと具体的なことは今の段階では言えませんが、6項目の確認事項に抵触しない形というものはあるんじゃないかというふうなことで今議論をしているところです。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

ぜひそのような形で市民への、先ほど中西議員も説明責任ということを言われていましたけれども、説明責任はいろんな意味であると思いますので、お願いをしたいと思います。

もう1点は、演告の中で今後の運動展開として、先ほども議論がありました、ゼロに戻すという論議がありましたね。新聞等にも各社、ゼロから協議を、鹿島市長としては協議の用意があるというようなことで書いておりますけれども、このことに関しては、当然県のほうにも情報が流れていると思いますが、このことに関して県のほうから何らかの形であったのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

これに限らず、県のほうとは大体月に1回ぐらい事務方の連絡会議をっております。

9月7日の市長発言の確認についてということで9月10日に県のほうから見えられまして、この内容の話をしております。（「内容は」と呼ぶ者あり）

そのときの内容ですけれども、先ほど市長が申しましたように、こちらの結論を引っ込めるなら推進の立場を引っ込めてというようなことを申したところ、県はその立場は引っ込められないと、あくまで推進の立場ですというようなことで、協議的にはまとまりませんでし

た。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

ということは、なかなか再開の糸口が見えてこないということで、これはお互いに立場が違いますので、やむを得ないというか、県も譲れない、当然鹿島市も譲れない。

先ほどの議論じゃありませんけれども、私は長崎本線を存続すること自体が一番の振興策だというふうに信じておりますので、逆に新しく駅ができることに関しては、発展があるからこそ鉄道を引きたいという思いはあるわけですから、その裏腹の問題として、長崎本線を存続しながら、鹿島市はそのほかの施策を推進していかなきゃならないというふうに考えております。

それともう1点は、これは松尾議員が一昨日少し触れられましたけれども、佐賀県は3年後に破産というような形での、知事がそのような発表をされました。これは知事の意図としては、引き締めをしたいというような意図で言われたんでしょうけれども、この記事を見た方は、何でもかような状態の中で新幹線ばつくとやろかという、単純な素朴な疑問を持たれたわけですが、このことに関して何か市長は所見ございますか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私も単純、素朴に、こういう財政状況の中で本当にやるんだろうか、やれるんだろうかというふうに思いました。それだけでとどめておきます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

それ以上の答弁を期待しておりましたけれども、言いづらい面もあるんだと思いますが、最後にいたします。

今後、12月に向けて予算の折衝があると思いますけれども、国のほうでの動きがまた加速をしていくと思います。

もう1つ市長にお願いしたいのは、立場は確かに違いがありますが、県選出の国会議員の皆さん方、その国会議員の皆さん方とも立場の違いを超えて、やはり意見交換というのは進めていかれたほうが鹿島市の考えというのにつながっていくような気がいたしますので、ぜひともそこは好き嫌いを抜きにして、いろんな国会議員の方々とも協議をぜひ、協議というか話し合いをしていただきたいということを要望して質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

赤鳥居の再建についてちょっと補足説明といたしますか、確認ということで説明をさせていただきたいと思います。

私のほうで街なみ環境整備事業での対応ということで、県と協議をやっているというふうな説明をしておりましたが、ちょっと今考えておりますと、再建に対して街なみ環境整備事業で補助があるかというふうなお尋ねでしょうか、そこら辺をちょっと確認したいということです。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

再建もしくはランドマークですね、再建する場合にも、先ほども言いましたように宗教色を入れて、祐徳稲荷神社というふうに額をつけるんじゃないかと、肥前浜宿という額をつけるという形で話をしていますから、あくまで宗教物件じゃないと。鳥居は宗教物件だと言われればそれまでなんですけれども、赤鳥居の今の形のものを再建して、そこには肥前浜宿という、入り口という表示をするというやり方、もしできない場合には肥前浜宿の入り口としてのランドマーク的なモニュメントをつくるという2つの考え方があるわけなんですけれども、そのようなことに関して街環等の事業が入れられるかどうか、その確認でした。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

私のほうで協議しておりますのは、モニュメント的なもので再建ができない場合の協議をやっておりますけれども、改めて大きな鳥居というふうなことの再建となりますと、また今後、県あるいは整備局のほうと協議をさせていただきたいということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

以上で15番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明14日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時49分 散会